

韓日近代史叙述のジェンダー偏向性の比較研究

鄭 鎮 星

I. はじめに

歴史叙述における女性のジェンダー偏向的な傾向は、世界のどの国においても共通に現われている現象だ。最近、西洋では歴史叙述におけるジェンダー偏向に対する反省がなされ、多くの部分が付け加えられたり、新たに書き改められたりしており、それらは歴史教科書にそのまま反映されている。韓国と日本においてはどうであろうか。女性史は歴史叙述の主流から排除されたまま、「女性史」という別の範疇として扱われている点が共通して見られる。さらに重要なことは、韓国と日本の近代史叙述において、ジェンダー偏向は支配階級と支配民族中心の歴史叙述と深く結びついているということだ。日韓両国の中高の教科書で、ジェンダー－民族－階級という力学がどのように現われているかを比較することが本研究の目的である。

1960年代後半、米国において本格的に始められた女性史の執筆は、既存の歴史学のジェンダー偏向性を問題として提起しながら登場したものであった。女性解放運動の第二の波を率いた女性運動家たちは、既存の歴史学が女性を非可視化したり、男性中心の歴史叙述に組み込んでいると批判し、フェミニズムの視点から歴史を書くことが必要であると主張した。彼女らは「歴史における女性の位置の奪還」をモットーに、家父長制の被害者としての女性に対する抑圧の歴史を明らかにし、忘れ去られた女性の歴史を可視化し、女性運動史において特筆すべき女性たちを見つけ出そうと努力した(千聖林、2008:133～134頁)。

歴史叙述におけるジェンダー偏向性は、少なくとも二つの側面からアプローチすることができる。一つは女性の非可視化だ。全般的に歴史叙述において女性は現われておらず、そのことは既に存在する資料や歴史の発掘を通じ批判され、補完されつつある。何を叙述するかという問題は、その多くの部分は歴史家の視点によりその重要度が判断されるため、こうした作業は簡単ではない。だが、さらに困難なもう一つの問題は、歴史の働きのメカニズムにおける差別的な分析だ。歴史の因果分析において女性が適切にとらえられておらず、性差別のメカニズムが隠されているという点である。そのメカニズムが、それとは異なる差別的な歴史の働きを巧妙に内包しているため、問題をより難しいものにしている。日韓近代史の場合、女性の非可視化が日韓両国において比較的似た形で現われているのに比べ、性差別のメカニズムは異なる形で現われている場合が多く、ある歴史的な時点においては、きわめて本質的な民族差別という機制を隠蔽する方法としても作用したものと思われる。

本稿は、韓国と日本の教科書の近代史叙述の部分を集中して論じる。両国とも歴史全般を極度に凝

縮する中学校の歴史教科書において、ジェンダー偏向を見つけ出すことは容易ではない。にもかかわらず、両国のどちらの教科書も全体的に以下の特徴を持っていることは簡単に見出すことができる。1、女性はほとんど見当たらない。2、社会構造の変化をもたらす人々の意識の変化および身分構造の変化にたいがい沈黙しており、近代社会における意識と身分構造の変化の核心をなすジェンダー構造の変化の重要性を無視している。

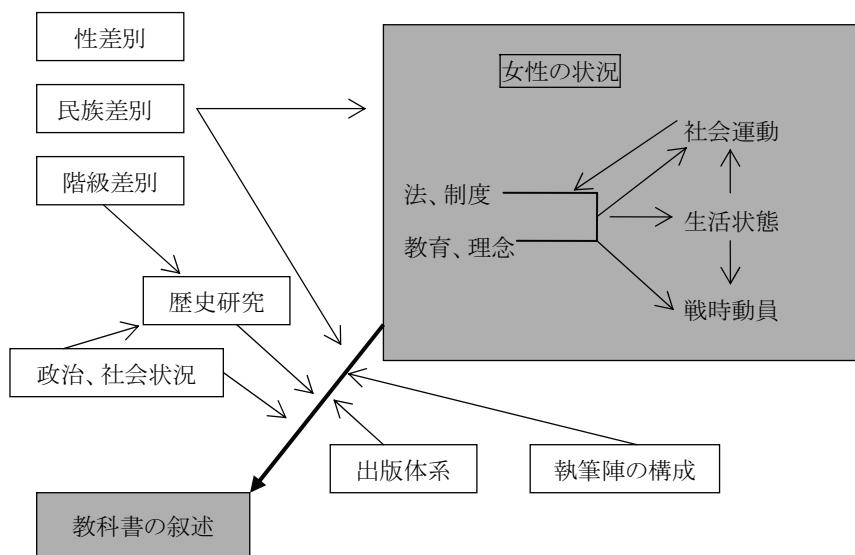
こうした両国の教科書のジェンダー偏向性を分析するために、本稿はまず、全般的な非可視化という問題を扱う。女性の状況を決定づける最も重要な変数として、法・制度の部分と教育および女性の役割に対する理念をまず考察し、その結果として現われることであるが、上の二つの条件に重要な影響を及ぼしもする女性の生活状態と社会運動の状況を検討したい。

本稿の第IV章では、日韓両国の近代史において特異な形で作られた戦時下の女性動員の問題をより詳細に検討する。勤労動員と性動員とに集約されるこの戦時動員は、上述したさまざまな女性の諸条件の結果であり、また広くは全般的な民族・階級といった条件と深く結びついており、政治・社会的な状況に拘束されている。日本では明治維新以降、進展したジェンダー関係の変化、韓国では韓末開化期と日本の植民地時代を通じて現われた両国の状況がはっきりと区別されるのもそうしたところであり、その時期に行われたさまざまな社会変化が、投射され結果となった状況だと見ることができる。そして日韓両国の教科書の叙述に、全般的な社会的条件と女性の条件を鋭く反映しながら変化している。したがって本稿では、戦時の女性動員について別個に章を立て、より深く分析したいと思う。

1. ジェンダー偏向の教科書叙述のメカニズム

こうしたジェンダー関係の変化と、歴史叙述のジェンダー偏向性を結果として生み出したさまざまな要因（社会全般の家父長的思考、教科書出版体系および執筆陣の構成など）があるだろうが、本稿ではまず、全般的な女性の非可視化とジェンダー偏向叙述の構造についての議論へと入っていく。

〈図1〉ジェンダー変更の教科書叙述変化のメカニズム



2. 分析教科書 資料

本稿では、日韓両国においてもっとも多く使われている歴史教科書（日本：東京書籍¹、韓国：国定教科書）を重点的に比較分析しながら、高等学校教科書もその一部を参考とした。最近の変化をとらえるために、少なくとも以下の三つ以上の時期の教科書を分析した。

	韓国	日本
中学校	1990年 国史(下)(教育部) (A0)	1996年検定 (東京書籍:新編新しい社会:歴史) (B0)
	1997年 国史(下)(教育部) (A1)	2001年検定 (東京書籍:新編新しい社会:歴史) (B1)
	2002年 国史(教育人的資源部) (A2)	2005年検定 (東京書籍:新編新しい社会:歴史) (B2)
高等学校 (*参考資料)	1990年 国史(教育部)	1998年検定 (東京書籍)
	1996年 国史(教育部)	2003年検定 (東京書籍)
	2002年 国史(教育人的資源部)	2007年検定 (東京書籍) *それ以外の出版社の教科書

II. 全般的な女性の非可視化

韓國の中学校教科書の近代史の部分に女性に関する記述は、写真を含めてもきわめて少ない。日本の教科書は、韓國の教科書に比べ、女性に触れている部分がやや多い。本章においては、韓國と日本の教科書で女性に触れている部分について全体的に検討し²、その点に関する日韓両国の共通点と相違点について述べたい。

1. 韓国の教科書

1990年と1997年の教科書に女性についての記述がほとんどないことは極めて衝撃的だ。まず、存在そのものがないので、叙述におけるジェンダー関係に対する正当な分析などは望めない。さらに驚くべきことは、1990年よりも1997年の教科書のほうが、女性に関する叙述がいつそう後退していることだ。だが、2002年の教科書では、女性に関する叙述が大幅に増加し、それらは次のような特徴を示している。1、甲午改革と東学などで主張されている法・制度改革の性の平等部分を含めたこと。2、女性の社会運動への参加を重要な動きとして示していること。3、日本軍慰安婦問題を明記したということだ。だが、三つの教科書のどれにも女性の生活実態に関する叙述はない。

¹ 東京書籍の教科書採択率は2007年に51.3%に達している。しかしそうだとしても、教科書の記述において最も標準的であると見るのは難しい。征韓論と江華島事件、日朝修好条規について2007年現在使用されている日本の中学校歴史教科書8種を分析した玄明皓(2007、117・146頁)は東京書籍の教科書が記述上最も問題が多いと指摘している。

² 次の表での女性取扱い回数は写真、脚注の内容をも含めたもので、教科書本文の内容との重複等により、多少の誤差がありうることを予め断っておく。だが大体の傾向をつかむのに影響はないものと判断される。

教科書	女性登場回数	法・制度	教育・理念	社会運動	生活実態	戦時動員	その他
1990年	12	独立新聞創刊の辞、臨時政府憲章	帝国新聞、淑明女学校、進明学校	堤岩里、新女性、写真：物産奨励、農村啓蒙、ヴ・ナロード		戦時動員	閔氏 写真：明成王后
1997年	10	独立新聞創刊の辞、臨時政府憲章	帝国新聞	同上		戦時動員	閔氏
2002年	22	甲午改革、東学、独立新聞創刊の辞	梨花学堂/貞信女学校 梨花学堂写真、帝国新聞	国債補償運動、柳寛順		勤労挺身隊/ 慰安婦、 慰安所写真	明成王后

2. 日本の教科書

韓国の教科書が2002年に女性に関する叙述を大幅に増やしたのに対し、日本の教科書は最近になるほど女性の登場回数が減ってきてている。次の表に見られるように、それは欧米、中国、朝鮮などを含めた世界の歴史についての叙述が減り、日本中心の歴史叙述へと方向を変えたこと、生活実態についての叙述が減ったこと、そして、日本軍慰安婦をはじめとする戦時強制動員についての叙述が削除されたことと軌を一にしている。

教科書	女性登場回数	法・制度	教育・理念	社会運動	生活実態	戦時動員	その他
1996年	35	1945年普通選挙権	小学校、近代女子教育、大正期の女子教育、就学率 写真：小学校、留学生学校	岸田俊子、与謝野晶子（2回）、婦人運動、青踏社、写真：新婦人協会	女性の職場、戦争の犠牲、富岡製糸場の女工、バスガール、銀座の女性、米の配給をもらう女性	慰安婦、女学生動員、疎開 写真：女学生動員	米国の女性解放運動、欧米女性の職場進出、アンネの日記 写真：米国黒人奴隸、米国移民、黒田清輝の絵「読書」、米国の婦人参政権運動、柳寛順の像、三一運動、五四運動
2001年	31	1945年普通選挙権	同上	与謝野晶子（2回）、婦人運動、青踏社、写真：新婦人協会	女性の洋装写真、絵：近代日本女性製糸場の女性、大阪紡績工場、大衆雑誌、バスガール、アナウンサー、女性店員募集	女性の労働動員、女性の犠牲	欧米女性の職場進出、普通選挙権紹介、アンネの日記 写真：朝鮮の女学生、黒田清輝の絵「読書」、米国の婦人参政権運動、柳寛順の像、三一運動、五四運動
2005年	26	1945年普通選挙権	小学校、近代女子教育、大正期の女子教育、就学率 写真：小学校、留学生（津田梅子）、大正期の学校		写真：富岡製糸場の女工、大阪紡績工場、製糸女工、大衆雑誌、バスガール	同上	欧米女性の職場進出、普通選挙権紹介、参政権、アンネの日記 写真：朝鮮の女学生、黒田清輝の絵「舞妓」、樋口一葉、女性参政権スター

3. 比較分析

韓国と日本の中学校歴史教科書は、だいたい同じように女性についての叙述がきわめて少ない。にもかかわらず、次のような違いが見られる。

- 1) 日本の教科書は女性についての叙述が韓国の教科書に比べ多い。
- 2) だが、韓国の教科書では徐々にジェンダーの視点が強まっているのに比べ、日本の教科書はかえって弱まっている。外国の事例紹介が少ない韓国の教科書の性格を勘案すると(次の3項で触れる)、それぞれ自国史の叙述にだけ限って見れば、いっそう日本側の弱まりが目立つ。
- 3) 日本の教科書は外国の事例をだんだん減らしてきている。一方、韓国の教科書は今もほとんどすべてが韓国中心である。
- 4) 韓国の教科書は、女性についての叙述は主に社会運動に集中しており、女性の生活についての扱いはまったくない。それに比べ日本の教科書は、女性の仕事、職場、生活パターンの変化などに留意し、女性全体の生き方を叙述する構造を備えている。
- 5) 日本軍慰安婦動員を含む戦時女性動員の問題が、韓国の教科書では2002年に重要なものとして記述されはじめたのに対し、日本の教科書では事実上削除されるなど、両国間ではつきりとした対照を見せている。

III. ジェンダー偏向の叙述構造

韓末開化期に社会変革が試みられるなかで、身分制度の変化はその根幹をなし、家族制度(戸主制、相続制度などを含む)の変化と影響し合いながら、女性の法的地位を決定していった。それは女性に対する教育と女性像、または性役割の理念の形成というソフトフェアにより支えられていた。もちろん、その女性像の内容が政府によってのみ創られたと見ることはできず、近代化と植民地化という全般的な社会構造に対応したものでもあった。こうした女性の客観的、社会的条件について、女性自身の意識の変化とともに、社会運動をも生み出していった。両国とも社会運動における女性の役割はきわめて縮小されている。社会運動の底辺において女性全体がおかれていた状況、とくに女性の人権侵害の状況は当時のジェンダーの状況を示す重要なメルクマールであり、そこにおいて韓国と日本の違いも現れる。こうした客観的な社会条件と女性の現実は、1930年代末の戦時動員の社会的背景となっていくのである。

本章では、以下の部分について日韓両国の歴史教科書を基準として議論を進めたい。

1. 身分および家族制度の変化

身分制度の廃止は、封建的な拘束にとらわれていた女性にとって、何よりも重要であつただけでなく、女性は身分制度廃止そのものの核心でもあった。だが、これに関する日韓両国の教科書の叙述はきわめて粗略である。

日本の1996年検定の中学校歴史教科書(東京書籍)は、欧米の社会変化を説明しながら、身分制度の廃止、人権宣言、農奴解放、奴隸解放と女性解放運動を紹介しており、中国の太平天国軍が男女平等な土地の分割を主張したことを紹介している(B0:162-177)。2001年、2005年の検定版でも、欧米の人権宣言などを紹介しているが、全体的にその量が少なくなり、身分制度の廃止や男女平等のような積極的な制度改革についての叙述も弱いものとなっている(B1:123、B2:124-129)。

日本の教科書における近代日本の身分および家族制度についての記述は次のくだりだけである。「政府は天皇のもとに……四民平等を唱え、江戸時代以来の身分制度を廃止していった」「平民(百姓・町人)は名字を名のり、華・士族と結婚することが認められ、……居住地や職業も自由に選べるようになった……」(B0:193-4)。2001年の検定版は微妙に違っている。「新政府は天皇のもとに……皇族(天皇の一族)以外はすべて平等であるとしたため……身分制度はくずれました」(B1:123)。2005年版は2001年版と同じだ(B2:139)。

だが、そこでの平等というのは、男性間での平等だけを言っているのではないだろうか。解放令と同じ年(1871年)に成立した戸籍法についての記述はない。戸籍法は、1898年に施行された民法とともに家制度を確立し、長男を戸主とし、女性の権利を制限する基盤をつくった³。女性に対する法的無能力者扱いは1925年11月に改正され、財産権や身体の拘束、結婚などの面において女性の地位が向上したが⁴、同年、普通選挙権が男性にのみ与えられ、女性はそこから除外された。三つの教科書とも、1945年に25歳以上の男女に普通選挙権を認める法律の改正がなされたことを載せている(B0:239;B1:159;B2:177)。女性関連の法制度に関するただ一つの叙述だ。

近代化を進めた日本と異なり、韓国の改革は挫折してしまった。韓国の歴史教科書は、失敗した東学農民運動と甲午改革について比較的詳細に記述している。1990年、1997年の教科書は、それについての説明のなかに、女性の視点は全く含まれていなかったが、2002年の教科書には、大幅に取り入れられた。「甲午改革は……甲申政変において開化派が提示したか、東学農民運動において農民たちが唱えた身分制廃止などを含んでいた」と叙述しながら、甲午改革と東学農民運動の弊政改革案を紹介している。甲午改革には司法権の独立、租税の金納化などとともに、東学農民運動、早婚禁止、寡婦の再婚の許容が含まれていることを示しており、東学農民運動の弊政改革案には、「奴婢文書の焼き捨て」を含む12項の改革案の一項目として、若い寡婦の再婚の許諾が挙げられている(A2:211-214)。だが、実際にその施行を試みた1896年の戸籍制度の整備については触れていない(姜英信、2005:204-205)。韓国は、そうした改革推進の失敗により、植民地の道へと没落した。その過程において明成皇后の進めた政策と、日本軍による明成皇后殺害事件は、重要な歴史として教科書でも叙述されている。また、その時期にも社会改革の試みが続けられ、独立協会の活動にも男女平等の理念が見られるのだが、

³ 日本の戸主制は家族の構成員に対する戸主の絶対的な権限をその特徴としている。1871年の戸籍法の公布により日本の国民は戸主を代表として一つの家単位で登録された。1898年に施行された民法は戸主と長男の権利を強調し女性の権利を制限するという特徴をもっている。戸主制を中心とする近代日本の家制度は家父長である戸主にそのほかの家族構成員を支配し、命令できる権利を与えたのであり、それは国家の家父長である天皇の権威を絶対化し、天皇制国家体制法的に確立するためのものであった(韓日女性共同歴史教材編纂委員会、2005、19-32頁)。

⁴ 姜英心、2005、「일정감점기 조선여성의 법적 지위(日帝強占期 朝鮮女性の法的地位)」、韓日関係史研究論集編纂委員会、『韓日関係史研究論集:日帝強占期 韓国人의 삶과 民族運動』9、191-192頁。

歴史教科書は『独立新聞』の創刊の辞のなかから「……この新聞により、内外、男女、上下貴賤が皆、朝鮮のことがお互いわかるはず……」というくだりを載せている(A0:75; A1:96; A2:215)。

日本により強制占領された後、日本のさまざまな法制度が移された。日本民法の移植も行われた。それは韓国社会全体と、とくに女性の地位に多大な影響を与えたが、韓国の教科書には、それに関する叙述はまったくない。土地調査事業と所有権の法的確認に関する内容があるだけである。1909年に韓国の戸籍を根本から日本式に変えた民籍法の公布により、韓末に施行されていた戸口(各世帯別戸口)調査規則は廃止された。1912年に朝鮮民事令、1921年に日本の戸籍法の影響を受けた朝鮮戸籍令が施行されるにともない、日本式の戸籍制度が完全に移植された。日本と同じく、女性が家父長的家族秩序の下で無権利状態に置かれるようになり、婚姻年齢の制限(1922)、嫡長子単独相続といった日本式の制度が定着することとなった。この法律はいく度かの改正を経て、1939年の創氏改名へつながっていった(姜英心、2005:205)。

法制度の変化において、きわめて重要なもう一つの部分が公娼制の確立だ。日本では1872年に娼妓解放令が公布されたが、翌年の1873年に東京府において、「貸座敷渡世規則」、「娼妓規則」、「芸妓規則」が公布され、娼妓の法的維持を宣言している。こうして男性が買い、女性が売る性売買は公認され、娼妓は戸主が代表する法的拘束と前借金に縛られ、人身売買と人身拘束の対象となつた。こうした公娼制が1878年の強制開港以降、朝鮮半島内の日本人集住地域においてはじめて導入され、1916年には全国的に一元化されるまでに至つた。これは植民地時代を通して韓国の文化と女性の地位に重要な影響を及ぼし、戦時動員と解放後の韓国社会のさまざまな側面にまでつながっているのだが、これに対する言及は日韓両国の教科書にはない。

韓国の教科書では女性と関連し、韓末の改革の試みについてのみ叙述し、日本の制度の移植について触れていないのは、植民性と近代性が結びついた社会変化の流れに対する認識の断絶と、女性という大きな集団の変化に対する無知を意味している。

2. 教育および良妻賢母という理念

法制度の枠内の内容を満したのは教育と理念だった。日韓両国の教科書は、教育については相当の部分記述しているが、女性教育という重要な変化については粗略そのものだ。また、封建的な女性像の変化についても、ほとんど認識がない。

女性教育について、日本の教科書が割いている頁数は少ない。「政府は、1872年に学制を発布し、6歳以上の男女すべてが小学校教育を受けることとした」という叙述とともに、女学生の授業風景の写真が載せられている(B0:197; B1:124-5; B2:140)。明治政府が岩倉使節団を欧米に派遣する際に同行した、5名の女子留学生についても載せているが(B0:202)、2001年と2005年の教科書には、そのうちの最年少者が津田梅子であることを明らかにしている(B1:134; B2:148)。朝鮮に対する植民支配を叙述しながら、女学生の教室での授業風景の写真を載せており(B0:221; B1:148; B2:160)、「(1900年代初め)……女子教育も重視されるようになった」と書かれている(B0:225; B1:148; B2:165)。

「大正期には……女子の中等・高等教育も充実された」(B0:243)、「男女ともに中等・高等教育が充実した」(B1:162)、「女子教育の充実が図られた」(B2:181)という文があり、1875年～1910年までの男

女就学率のグラフが紹介されている(B0:225;B1:148;B2:165)。

韓国の教科書も、韓末の近代教育普及に関する部分で女性教育について触れている。1990年の教科書に「1905年以後、愛国啓蒙運動が活発になり、普成、淑明、進明など、数多くの学校が建てられ……」(A0:94)という女学校(淑明、進明)についての記述は、1997年版では、「1905年以後、普成、養正などをはじめとする……」(A1:101)に変わり、淑明や進明は消えてしまっている。2002年版には、「外国の改新教(プロテスチント)の宣教師たちも政府の協力を得て、培材学堂、梨花学堂、貞信女学校……などを建て、神学問と西洋文化および英語を教えた」(A2:245)となっている。

だが、韓末に両班層の女性を中心に行われた教育運動や、174校にも上った私立女学校⁵についての記述がないのには驚かされる。さらに植民地時代に入り、これらの朝鮮人による学校が、総督府によりどのように掌握され、新たに女子教育機関としてつくられたのか、教育の内容はどうであり、男子教育とのような違いがあるのか、についての記述もない⁶。

ただ、1990年の教科書に「帝国新聞は主に婦女子を対象にし、民族精神の鼓吹と国民啓蒙に努めた」(A0:93)というくだりがあり、これは1997年、2002年の教科書にもう少し付け加えられ、「帝国新聞は主に婦女子を対象として刊行されたのですが、ハングルを多く使用し、国民啓蒙と民族精神を鼓吹するための論説と記事が載せられました」(A1:100;A2:247)と叙述している。

女性教育の具体的な内容についての叙述がないのはもちろんだ。だが、女性教育はこの時期の社会変化にとって、きわめて重要だ。韓国と日本、どちらにおいても近代女性教育の目的は国家の発展であった。韓末の開化期に韓国の多くの知識人たちは、朝鮮を開化する上で、女性教育は切実なものであると考えていた。日本でも学校は「国民」をつくる教育機関だった。植民地時代に韓国では日本の教育理念が受け入れられ、天皇の「臣民」をつくる教育が実施された⁷。女性教育の理念の性格は、ここからもう一步進んでいく。明治政府は初等教育以上の段階では、男女分離教育を実施し、女性の高等普通教育では、修身、家事、裁縫などの科目を重視した。韓末の朝鮮でも女学校が分離設立され、植民地時代の官公立女学校は、総授業の半分以上を裁縫、手芸などに当て、「高等女学校規定」には、女子教育の目標を「良妻賢母としての資質を育み忠良至純な皇國女性を育てること」としていた(韓日女性共同歴史教材編纂委員会、2005:101-105)。

3. 社会運動、女性の活動

このような法制度および教育に対し、女性たちはいかに反応し、また、こうした法制度および教育の変化を導くことに寄与したのか。社会運動への女性の参加、女性運動のあり様において、その断面を見ることができるであろう。

日韓両国の近代化の過程において、社会運動は重要な役割を果たし、女性運動もその一部分を占めている。日本の歴史教科書の女性運動および活動と関連した部分はたったの3ヶ所である。1996年の

⁵ 1886～1910年の間に設立された女学校の数だ。この時期の学校総数は2,250校だった(韓日女性共同歴史教材編纂委員会、2005:104)。

⁶ 総督府は1915年に私立学校を規制する私立学校規則を発布し、公立学校増設政策を進めた。

⁷ 1911年に朝鮮教育令制定、1922年に改正。皇國臣民の誓詞。

教科書に漫画で紹介されている岸田俊子は、「自由民権の主張はすばらしいけれど、政治は男のものだという人ばかり。男女平等をうたったみたいわ」と叫んでいる(B0:209)。2001年版ではこの部分はなくなっている。2005年版では、「民権運動家岸田俊子」の肖像画が説明なしに載せられている(B2:151)。一つの後退だと見られる。

日露戦争の時、出征した弟への想いを歌った与謝野晶子の詩の全文が、1996年と2001年の教科書に載せられているが(B0:218;B1:142)、2005年版には詩の題目だけが出ている代わりに、写真と説明が載せられている(B2:158)。与謝野晶子は、1996年版と2001年版の文化に関連する部分で短歌の作者として再度紹介されているが(B0:228;B1:149)、2005年版にはない。1996年と2001年の教科書に、黒田清輝の「読書」というタイトルの一人の女性の絵が載せられていたが(B0:227;B1:149)、2005年の教科書では文化と芸術の項目そのものがなくなっている。1996年と2005年の教科書は、どちらも欧米の女性の職場進出と参政権運動を紹介しているが(B0:235;B1:155;B2:173)、1996年の教科書にだけ柳寛順像と女性たちが3.1運動に参加している写真と女性たちが参加した中国の5・4運動の写真が載せられている(B0:236;B1:157)。2005年の教科書には、こうした運動は紹介されているが、女性への言及と写真はない。

明治時代にいち早く孤児院を建て、支援者の輪を広げていった石井十次の活動と孤児院で働く女性の写真を2001年の教科書だけが載せている(B1:149)。1996年、2005年の教科書が第一次大戦後の社会運動の広がりを扱いながら、「女性差別からの解放をめざす『婦人運動』もさかんになった。『新しい女性』をめざして明治末に青踏社を結成し、女性解放を唱えてきた平塚雷鳥は、新婦人協会を設立し、女性の政治活動の自由、女子高等学校の拡充、男女共学、母性保護などを求める運動をくり広げた。また、社会主義の立場からの婦人運動も始められました」と叙述している。そして、青踏社宣言の一部と新婦人協会の第一回会議の写真も載せている(B0:241;B1:161;B2:179)。

韓国の近代史は、自主的な改革の試みが、外国勢力の侵略に敗北した歴史である。その過程は、また政府と外国勢力、植民政府に対抗し、改革の意思を表明した韓国の人々の社会運動の歴史でもある。韓国の教科書は東学革命をもって始まり、義兵運動、独立協会、万民共同会、乙巳条約反対闘争、愛国啓蒙運動、市民会、国債補償運動、以降3・1運動をはじめとする民族独立運動、民族実力養成運動、学生運動、教育運動などの社会運動について、多くの叙述を行っている。これまでなされた研究成果は、義兵活動を含め、これらの社会運動に女性たちが重要な形で参加していたことを示している。そして、このような全般的な社会改革のもう一方で、女性の地位改善のための運動に関する研究も蓄積されてきている。

だが、1990年と1997年の韓国の歴史教科書は、社会運動について多くの頁を割いて叙述しているが、女性に関するものは本文にたった2ヶ所あるだけである。

2002年の教科書になり、1990年と1997年の教科書の叙述に加え、いくつか女性に関連した叙述が追加された。女性義兵尹熙順の写真と説明(A2:238)、柳寛順の抗日運動についての叙述と写真(A2:267-268)、そして、新幹会の姉妹団体である槿友会(A2:287)に触れており、国債補償運動について、「お金とかんざしなどを募金として出した」(A2:249)という叙述とともに、女性が男性と一緒に並んでいる「国債補償記念碑」(A2:242)と「国債補償運動女性記念碑」の写真(A2:249)を載せている。民立大学

期成会創立大会での女性の姿が映っている写真(A2:283)も目を引く。堤岩里の独立運動に幼い少女や婦女子が参加したことや、それに対する弾圧について書いたC・W Kendallという外国人の記事が、1990年と1997年の教科書に載せられていたが、2002年版では消えていることにも注意する必要がある(A0:123-4; A1:130-1)。女性たちの参加という事実に加え、女性たちに加えられた恥辱的な待遇という明白な性差別に対し、韓国の教科書の認識が希薄だということだ。したがって、2002年版の教科書は、以前の教科書に比べ、女性についての叙述が大幅に増えながらも、それがジェンダー意識のバランスのとれたよい発展の結果と見るのは難しいということを示している。

だが、女性の地位の変化に加え、社会全般の改革についてはつきりとした問題提起をなし、後に女性運動の偉大な先駆者となった新女性については、1990年、1997年の教科書に、天道教が雑誌「新女性」を刊行したことへの言及(A0:144; A1:154)が説明なしにあったが、2002年の教科書ではそれは消えている。

日韓両国社会運動についての叙述は、女性の非可視化と社会変化におけるジェンダー関係の重要性が無視されている代表的な部分であるが、2002年の韓国の教科書に多少補われていることに勇気づけられる。

4. 生活状態

法制度および教育、理念の変化に伴い、女性たちの実際の状況は大きく変わった。女性運動と女性活動がこうした状況からなされたのである。日韓両国の教科書は、どちらも政治的な事件を中心に叙述されているため、人々の生活状態についての叙述は少ない。それでも日本の教科書は、女性全般の生活の変化に注意を傾けている。一方、政治的な激動の中にあった韓国の教科書は、女性の生活実態についての叙述は皆無である。

日本の教科書は、近代産業の発達に触れながら、「富岡製糸場の女工」(B0:198; B1:127; B2:142)を載せており、女性が表紙を飾った雑誌も載せている(B0:243; B1:163; B2:181)。また、1996年と2001年の教科書は、バスガールや電話交換手など、新しい職場に女性が進出し、女学生の制服に洋装が採用されたのをきっかけに、女性たちの間に洋装が広まると叙述し、バスガールの写真を載せている(B0:244; B1:163)。2001年の教科書は、第5章「開国と近代日本のあゆみ」の1頁に洋装の男女を登場させており(B1:111)、新しい女性の職業であるアナウンサーの写真(B1:163)と、満州での店員募集に応募した女性たちの写真(B1:167)も載せている。

1996年の教科書は、戦時に「苦しい生活を……軍需物資の生産が優先されたため、食料品が不足し、苦しい生活がつづいた」(B0:262-3)と記述しているが、2001年と2005年の教科書には、こうした戦時下の生活実態についての叙述がすべて抜け落ちている。アンネの日記はすべての教科書に載せられている(B0:257; B1:173; B2:191)。

韓国の教科書は、韓末から植民地時代を通じて農民の生活が困窮化した状況を記述しているが、女性の状況にとくに関心を向けてはいない。文学と芸術の発展に触れながら(B2:181)、羅喜錫、尹心惠といった女性の名前にはまったく触れていない。

朝鮮半島に公娼制が導入されるとともに人身売買が構造化され、警察の傍観により広まったことは、

戸主制の下における教育と職業の機会においても、疎外されていた植民地の女性に重要な影響を及ぼし、後に戦時の女性強制動員を容易にした背景の一つでもあるが、これについての叙述はない。

IV. 戦時の女性動員：日本軍慰安婦についての叙述にみられる性・民族・階級偏向の交錯

前述した女性関連の叙述において時折見うけられた性と民族、階級関係との交錯が、戦時の日本軍慰安婦動員についての叙述において、明確に現れている。

1. 女性動員の全体的様相と勤労挺身隊の動員

戦時動員期には、日韓両国において女学生の動員が行われたが、その様相は異なる。日本における一般女性の動員は、勤労動員にとどまり、その勤労動員においても母性の保護が細心になされたのに比べ、韓国では性動員が大規模に行われ、勤労動員においても、そこに母性保護政策を見出すのは難しい⁸。

日本の教科書は全般的に強制労働について、比較的詳細に叙述しているが(B0:263-4)、女性たちに対しても勤労動員が行われたことについては、とくに叙述していない。ただ「女学生も工場などに動員された」という記述と、「教室も軍需工場に」というタイトルで女学生たちが教室で働いている写真を載せているのが全部だ(B0:268)。だが、2005年の教科書には、「女性や子供をふくめて、一般の人々にも、多くの犠牲を出しました」(B2:193)という粗略な記述に置き換えられている。

2. 日本軍慰安婦に関する日本の中・高等学校歴史教科書の叙述

1) 中学校教科書の慰安婦についての記述

1980年版の日本の中学校歴史教科書8種のうち、清水書院と帝国書院の教科書が朝鮮人、中国人の強制連行について記述しているが、日本軍慰安婦問題に関する記述はどこにもない。1992年の教科書は日本書籍を除いた他の七つの教科書がすべて朝鮮人、中国人に対する強制連行、台湾人に対する徴兵を記述するようになり、初めて2種の教科書において、はっきりと軍慰安婦動員を示す記述が登場した。中教出版の教科書は強制連行全般を記述しつつ、「軍に随行させられた女性もいた」(258頁)とし、教育出版は「また、多くの朝鮮人などの女性も、挺身隊などという名目で戦地に送り出された」と記述している。この二つの教科書の記述は軍に随行したとか、戦地に送られたというところから見て、慰安婦についての記述に違いない。

とくに教育出版の「挺身隊などという名目で」という記述に非常に興味を引かれる。1997年の韓国の中

⁸ 余舜珠(1994)、鄭鎮星(2004)を参照。

学校教科書の「女性さえも『挺身隊』という名で』連れて行かれ、日本軍の慰安婦として犠牲になった」(151頁)という記述と非常に似ている。1930年代の植民地朝鮮において行われた大々的な慰安婦動員という事実は、多くの韓国人が「挺身隊」の動員だと記憶しており、解放直後、1970年、80年代にかけて「挺身隊」という名前で慰安所に連れて行かれた女たちについての回想が、韓国において散発的に見うけられる⁹。1990年に、この問題を公にする過程で作られ、今も活動している団体の名称が「韓国挺身隊問題対策協議会」であるということにも留意する必要がある。そのように見るとき、この問題が社会的に大きな論点となった直後、日本で書かれた中学校歴史教科書の上の記述は、日本社会の認識も韓国とのそれと似ていたことを示すものではないのか、とも考えられる。また、大阪書籍の「若い女性も『挺身隊』として強制動員しました」(262頁)での「挺身隊」も、いく分微かながら勤労挺身隊と慰安婦とを同時に包括するものではないかと推測することもできよう。

1996年には、1992年まで刊行されてきた学校図書の教科書がなくなり、中教出版は日本文教出版への版権を譲渡した(君島和彦、1997:308)。全部で7種の中学校教科書が検定を通ったが、すべて日本軍慰安婦のことに触れるようになった。東京書籍の中学校歴史教科書は、慰安婦について次のように記述している。「国内の労働力不足を補うため、多数の朝鮮人と中国人が、強制的に日本に連れてこられ、工場などで過酷な労働に従事させられた。従軍慰安婦として強制的に戦地に送りだされた若い女性も多数いた」(B0:263)。「強制的に」と明記し、強制動員であることをはっきりと明らかにしたことは特記に値する(他の教科書の内容は<添付資料1>を参照)。

だが、2001年の検定本には、日本書籍、清水書院、帝国書院の教科書のみが慰安婦についての記述を残し、残りの教科書からはなくなってしまっている。採択率1位の東京書籍の教科書は、「また多くの人々が戦争にまきこまれました。日本が侵略した東アジアや東南アジアでは、戦争で死んだり、労働にかり出されたりして、女性や子供を含めて一般の人々にも、多くの犠牲者を出しました」(B1:175)と慰安婦と強制連行のどちらも削除している。採択率がそれぞれ2位、3位である大阪書籍と教育出版の教科書からも、日本軍慰安婦の叙述は抜け落ちている。とくに日本文教出版(中教出版)の教科書は、既に1992年にどこよりも早く慰安婦のことを教科書に載せたが、2001年にそのくだりを削除してしまった。

日本書籍はもつとも忠実に慰安婦のことを記述している。「朝鮮などアジアの各地で若い女性が強制的に集められ、日本兵の慰安婦として戦場に送られました」(180頁)。この教科書では、被害者たちが日本において訴訟を進めていることを叙述し、日本軍慰安婦被害者金学順さんの写真も載せている(205頁)。清水書院と帝国書院の教科書も慰安婦のことを叙述している(それぞれ189、221頁)¹⁰。2001年には、扶桑社の歴史教科書も検定を通っているが、0.04%という低い採択率とその叙述の極端さから、

⁹ 「この地の娘たちを女子挺身隊または慰安部隊という美名の下に、日本はもちろん遠く中国、南洋などに強制的に、またはだまされて送られたことを……」(『ソウル新聞』、1946.5.12付)。「日本は女子挺身隊という名前で、多くの婦女子を動員、軍需工場の職工や戦地の部隊の慰安婦として犠牲にした」(『ソウル新聞』、1970.8.14付)。「私は朝鮮において挺身隊制度ができて、同胞の女性たちが強制的に連れてこられていることを全く知らなかつたが、慰安所の、その見ることのなかつた同胞に対し、限りない同情の気持ちが湧き上がつた」(박두식、1977)。「女子挺身隊という名で連れて行かれ、そのうちの相当数が日本軍の慰安婦となつた人員だった」(金大商、1978)、「韓国の若い女性たちが挺身隊として、本格的に徴発されはじめたのは1942年の1月以降だが、誰も彼女たちが日本軍の慰安婦になるなんてことは想像も出来なかつた」(林鐘国、1981:196)。

¹⁰ 日本歴史教科書専門家分析팀、2001「일본역사 교과서의 한국 관련 내용 검토 의견서(II) —기종 7종 교과서(日本中学校歴史教科書の韓国関連内容検討意見書(II) —既存7種教科書)」参照。

本稿での分析の対象としなかった¹¹。

2005年の検定を通った教科書の慰安婦についての叙述はいっそう縮小された。日本書籍新社と帝國書院の2種にだけその叙述が残り、清水書院の教科書でさえ、その叙述が消えてしまった。内容も悪化し、日本書籍新社の叙述では慰安婦という用語を使わなくなり、強制的という表現も使っていない。「また、朝鮮などアジアの各地で若い女性が強制的に集められ、日本兵の慰安婦として戦場に送られました」(2001:180頁)→「軍の要請によって、日本軍兵士のために、朝鮮などアジアの各地から若い女性が集められ、戦場に送られました」(2005:202頁)。

慰安婦についての記述は1996年以降、明らかに縮小の一途をたどっている。

2) 日本の高等学校の歴史教科書の慰安婦についての叙述 (2003/2007年検定版)

高等学校の教科書の「慰安婦」に関連する叙述もまた、中学校の教科書とくに違いはない。

2006年の検定での意見は、倫理の教科書1種(実教出版)に対するもので、戦後補償に関する叙述についての、取るに足らないものであった。

2006年 文部科学省の検定意見と教科書修正文

科目	検定受理番号 出版社	原文	検定意見	修正文
倫理	18-70 実教出版	<戦後補償> 過去に日本がおこなった南京大虐殺、強制連行、従軍慰安婦などにかかる問題で、現在、個人補償の訴訟がおこされており、解決すべき課題となっている。政府は戦後賠償問題は決着ずみとの立場をとっているが、元慰安婦の多くは、国家による謝罪と補償を求めてきた。これに対し政府は、「アジア女性基金」(民間の募金)を発足させた	戦後補償について理解しがたい表現である。	<戦後補償> 過去に日本がおこなった南京大虐殺、強制連行、従軍慰安婦などにかかる問題で、現在、個人補償の訴訟がおこされている。政府は、戦後賠償問題は決着ずみとの立場をとっているが、元慰安婦の多くは、国家による謝罪と補償を求めてきた。これに対して政府は、1995年に「アジア女性基金」(民間募金)を発足させた(2007年解散)。

出典:南相九、(2008):331~332頁から再引用

このときの検定意見はこの一件だけに過ぎなかつたが、その外の出版社の記述に影響を与えた。各出版社は「自己検閲」を行い、2007年の教科書検定を受けるために、2003年の教科書の「慰安婦」に関する内容を手直しした検定本を2006年に提出した¹²。その修正内容から次のような傾向が見出せる。第一に、慰安婦強制動員の事実が縮小されている。慰安婦動員のことは大部分の教科書に載せられているが、「強制連行」によるとしたものは、2003年の検定版としては、第一学習社『高等学校日本史A』と山川出版社『新日本史』の2種であるが、2007年版では、山川出版社の『新日本史』にしか残っておらず、第一出版の『日本史』では強制連行のくだりを削除してしまった¹³。

¹¹ 扶桑社の教科書採択率は2005年に0.39%に上った。

¹² 2008年に東北亞歴史財団で調査した資料、279~284頁。その他に2007年の検定を通過した高校の日本史、世界史教科書の分析は日韓歴史共同研究委員会、2007を参照。

¹³ 第一学習社は2003年版の教科書には「また朝鮮人女性を中心に、さまざまな口実をつけて勧誘したり、強制連行したりして、従軍慰安婦とした」と記述しているが、2006年検定版では、「強制連行し」という表現を削除し「また朝鮮人を中心にして多くの女性が慰安婦として戦地に送られた」とだけ記述している(南相九、前掲論文、332

第二に、2007年には慰安婦動員とともに、ほとんどすべての教科書に、「アジア女性基金」に関する叙述が大々的になされた。2003年版でアジア女性基金に関し叙述した教科書は、三省堂『日本史A』と実教出版社『高校日本史B』の2種に過ぎなかつたが、2007年には前述した2冊に加えて、第一出版『高等学校日本史A』と東京書籍『日本史A』に詳細に記述されており、東京書籍、清水書院、実教出版、第一学習社の政治・経済の教科書のすべてに載せられている。

3) 日本の教科書における慰安婦についての叙述変化のメカニズム

①ジェンダー／階級／民族差別の力学

前述したように歴史叙述のジェンダー偏向は、階級と民族偏向の叙述と絡み合い、そのメカニズムが隠されていることが多い。日本軍慰安婦問題の叙述はどうであろうか。日本軍慰安婦は、基本的には性／民族／階級差別という構造が、戦争という状況下において、国家によってつくりだされた制度である。そこでは女性に対する差別は何よりも重要な要素だ。こうした重大な問題が、60年という時を経て社会的な論点として登場したのも、今の社会が性暴力に対する社会的烙印をはじめとする性差別的社会であるという要因が大きい。これまで日韓両国において日本軍慰安婦の叙述に関する論争は、主に民族問題の視点からのみアプローチされてきたが、前で考察したように、私たちは、この問題が全般的な女性についての叙述および一般大衆の生活に対する視点とも、絡み合っていると見ることができる。

②女性の可視性の後退

本稿の第Ⅱ章において詳細に述べたように、日本の中学校歴史教科書においては、1996、2001、2005年を通して、女性についての叙述回数が減少した。

③日本の自国中心の叙述

慰安婦についての叙述の縮小とともに、2001年の検定版に見られる最も大きな変化は、日本が自国中心の叙述へと方向を変えたことだ。植民地についての叙述だけでなく、世界史に割り当てる頁数も大幅に減り、日本中心の歴史へと狭まつたのが見てとれる。まず、教科書の章の構成そのものの変化にそれが見られる。1996年の検定教科書の目次は、「文明のおこりと日本の成り立ち」、「古代国家の歩みと東アジア世界」、「中世社会の展開と東アジアの情勢」、「世界の動きと天下統一」、「近代社会の発展」、「近代ヨーロッパの世界支配と日本の開国」、「近代日本の歩み」、「二度の世界大戦と日本」、「現代の日本と世界」という9章から構成されていたが、2005年の検定版では、「歴史の流れ」、「古代までの日本」、「中世の日本」、「近世の日本」、「開国と近代日本の歩み」、「二度の世界大戦と日本」、「現代の日本と世界」という7章立てへと、完全に日本中心に改変されている。近代史の部分は全3章から全2章へと圧縮され、世界史、植民地の部分と一般国民の生活史が大幅に縮小された。各章のタイトルから見られるように、世界に対する関心の幅を狭め、日本中心へとその叙述が狭まっているのが見てとれる。

④生活史への関心の薄い歴史叙述

新しい教科書では、「戦時下の生活」という項目が丸ごと抜け落ち、以前の教科書に載せられていた強制連行全般にかかわる叙述だけでなく、日本の一般大衆の生活に対する記述も大幅に縮小されている。1996年の検定版における、「戦闘や強制連行などによって多くの人的被害を出し……」、「多数の朝鮮人や中国人が、強制的に日本に連れてこられ……」(B0:263)のような叙述と、1頁全体にわたる「朝鮮人強制連行」というタイトルの詳細な叙述(B0:264)は、2001年の検定版では¹⁴、「日本やドイツは不足した労働力を補うために、外国人を強制的に連行して、本国の鉱山と工場で働かせました。日本で働かされた朝鮮人、中国人などの労働条件は過酷で、賃金も低く、きわめてきびしい生活をしいるものでした」(B1:175)、2005年の検定版では、「日本に連れてこられて、意思に反して働かされた朝鮮人、中国人などもあり、その労働条件は過酷で、賃金も低く、きわめてきびしい生活をしいるものでした」(B2:193)というたった3行の叙述に縮小されている。叙述量の縮小とともに、「強制連行」という言葉が消えていることに注目する必要がある。

⑤政府中心の叙述

これとともに注目すべきもう一つの点は、1996年の検定版において、国民が「戦争のために苦しい生活をしいられた」(B0:262)「政府を批判することは危険なこととされ、批判した者は弾圧された」(B0:263)をはじめとする国民の戦時下での生活についての叙述が180度方向を変え、2001年と2005年の検定版には、「多くの国民は、この戦争は『正しい戦争』である信じ、戦争に勝つために、政府に協力しました」(B1:174; B2:193)と叙述しているという点である¹⁵。

4) 政府と社会：指導、検定と自己検閲

日本が慰安婦についての叙述と戦争中の植民地および、日本の一般大衆の生活についての叙述を減らし美化する要因は、歴史学、または歴史教育内部からの要請によるものであるというよりは(三宅明正、1997/1998:31)、外部の政府と市民社会により幅広く存在したと見られる。

①学習指導要領と検定

日本で教科書と関連して政府が直接的に関与するのは、学習指導要領の作成と教科書を検定することだ。周知のように、1947年に日本で初めて学習指導要領が発表されて以降、中学校の場合、1951年の第一次改訂から、1955、1958、1969、1977、1989、1998、2008年と八次にわたる改訂を経て現在に至っている。これに關し、日本と韓国において多くの研究がなされているが、ここでは軍慰安婦についての叙述と関連があると判断される「社会科の目標」の変化についてだけ検討することにしたい。

次の表にまとめられているように¹⁶、1947年と1951年の民主主義の強調が1955年に大きく方向を変え、

¹⁴ 特異だと思われることは「日本とドイツは……」「ヨーロッパではドイツにより……」のようにドイツを引用していることだ。

¹⁵ 永原慶二は日本政府の検定の歴史観を自国史の美化、戦争責任の隠蔽、民衆行動に関する記述の抑制および教化型の歴史教育だと分析している(永原慶二、2001:19-29頁)。

¹⁶ 1998年の第七次検定までについては金寶林(2000)、朴수철(2008)、權五鉉(2008)を主に参照した。2008年

西欧式民主主義に留意し、道徳教育を強調することになったことと、それ以降徐々に世界史の比重を減らし、自国中心の歴史教育へ重心を移していること、そして1998年からは、国家に対する愛情を主要な目標とするようになったことなどが特記に値する。

＜社会科(歴史分野)の目標＞

1947	民主的・平和的な国家、社会をつくっていくものとしての……資質の基礎を涵養
1951	民主的社会人としての……民主主義を理解し…… 日本社会の発展を常に世界史の背景の下に理解し、それとともに日本の特殊性を考え、現在の社会問題を世界史的にとらえる能力を養うこと
1955 1956(高)	*アメリカ式の民主主義の精神を否定する声の高まり→学習指導要領の改正要求愛国心の涵養と道徳教育の内容を重視する新たな方向
1958 1960(高)	わが国の歴史を世界史的な視野から正しく理解させ、それを通じ国家と民族の伝統と日本文化の特質などを考えさせ、私たちが国際社会に対して果たすべき役割を自覚させ、国民的心情の育成を図る。 *国旗掲揚、君が代齊唱の重視
1968(小) 1969 1970	わが国の公民としての基礎的教養を養いつつ……世界におけるわが国の役割を理解させ、国民としての自覚を高めるとともに…… *神話教育の復活と愛国心教育の強調
1977 1978(高)	広い視野に立ち、わが国の国土と歴史を深く理解させ、公民としての基礎的教養を養い…… *道徳の強化と君が代を国家として明記
1989	わが国の歴史を世界史を背景として理解させ、それを通じわが国の文化と伝統の特色を広い視野に立ち考えるようにし、同時に国民としての自覚を養う。 *道徳教育の充実、日本人の資質の養成を重視、日本文化と伝統の強調、国旗、国歌への尊重を指導
1998	わが国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め……
1999(高)	*愛国心の涵養を強調
2008	同上

(表内の記述は論文ママ: 訳者)

このような学習指導要領の変化は、教科の構成とその内容を決定し、全般的に教科書の変化をリードしていった。だが、教科書検定や具体的な内容の変更に直接影響を及ぼしたと見るのは難しい。ただ、学習指導要領には教科書記述の基準と方向を示すという意味があるため、学習指導要領において戦争観やジェンダーの視点を示すことは、教科書における慰安婦についての叙述に影響を与える可能性がある。

一方、学習指導要領を解釈する学習指導要領解説書は、すべての教科書会社が教科書を編集するときの基準として使用するものである。2002年から使用している解説書の内容は、[日本が]「アジア諸国の人々に多大な損害を与えたことを……理解させ」となっているが、そこから日本軍「慰安婦」の問題を含む、歴史教育実施方針が推測できる。だが、解説書に関連事項を明確に記述しなければ、教科書出版社によって、その記述内容に違いが生じる。2012年から使用する解説書には、日本の国民が受けた戦争被害として、沖縄戦、原子爆弾を具体的に示しているが、日本軍「慰安婦」問題を教科書に記述するよう明確には記されていない(南相九、2008:324~325頁)。

は文部科学省の中学校学習指導要領解説を参照した。

②教科書採択率と自己検閲

1955年に提出された教科書の全体の80%以上が不合格になるほど限定が強化されたが(俵義文、2001:66)、その後、いく度かの曲折を経て2005年に至り、中学校歴史教科書における慰安婦についての叙述に対する検定意見は見られなくなる。高等学校教科書についても、前述したように2006年の検定全体での検定意見は、倫理教科書への一件(実教出版)のみで、それも戦後補償についての叙述に対する取るに足らないものであった。各出版社は、政府の検定意見なしに、2003年の教科書の日本軍慰安婦に関する叙述内容を2007年の検定のために、自ら修正したのである。言い換えれば、2005年の検定に通った中学校歴史教科書で、日本軍慰安婦および強制連行、植民地についての叙述が削除されるか、内容が修正されたのは検定にともなう処置ではなく、出版社自らの「自己検閲(自主規制)」によるものであった(林博史、2007:10)。2001年の検定が始まる前の1999年8月に、東京書籍、教育出版、帝国書院は、当時使われていた教科書の「従軍慰安婦」についての記述に対し、「従軍」と「強制」という語句を削除する自主訂正を申請し、文部省は同年12月にその訂正を許可している(俵義文:2001:59)

こうした自己検閲の現実的な理由としては、教科書採択率が挙げられる。たとえば、中学校の歴史教科書の採択率は、最も右翼色の強い扶桑社の教科書と、反対に日本軍慰安婦問題を最も忠実に記述している日本書籍新社の教科書がともに低い。とくに日本書籍新社の教科書採択率は、1997年に12.9%、2001年に5.9%、2006年に3.1%と激減している。一方、基本的にそれまでの叙述をそのまま維持した大阪書籍、教育出版、清水書院、日本文教出版の教科書は、概して採択率が多少下るか、同等の水準を維持している。こうした全般的な減少傾向のなかで、とくに採択率が上がった東京書籍と帝国書院の教科書は、日本の歴史に対し極めて批判的な部分を削除し、中立的な印象を与える教科書である(藤岡信勝、2005:222~223頁)。とくに慰安婦問題を弱い調子で記述している帝国書院の教科書が大きく採択率を上げたのは、慰安婦問題を叙述すべきなのか、それとも沈黙すべきなのか、という中で、その中間を選んだ人々が多かったためだと解釈できる。

<日本の中学校歴史教育採択率> (%)

	1990年	1993年	1997年	2001年	2005年
東京書籍	35.0	32.2	●41.1	51.3	51.2
大阪出版	16.3	18.0	●19.3	14.0	15.4
帝国書院	1.4	4.4	● 1.9	●10.9	◎14.2
教育出版	16.0	●17.9	●17.8	13.0	11.8
日本書籍(新社)	16.5	14.2	●12.9	● 5.9	● 3.1
清水書院	4.3	3.7	● 3.4	● 2.5	2.4
(中教出版) 日本文教出版	8.7	● 8.1	● 3.5	2.3	1.4
学校図書	1.9	1.3			
扶桑社				0.048	0.4

資料: 1990年は旧学習指導要領版、1993、1997年は新学習指導要領版;君島和彦、1997:208からの再引用。

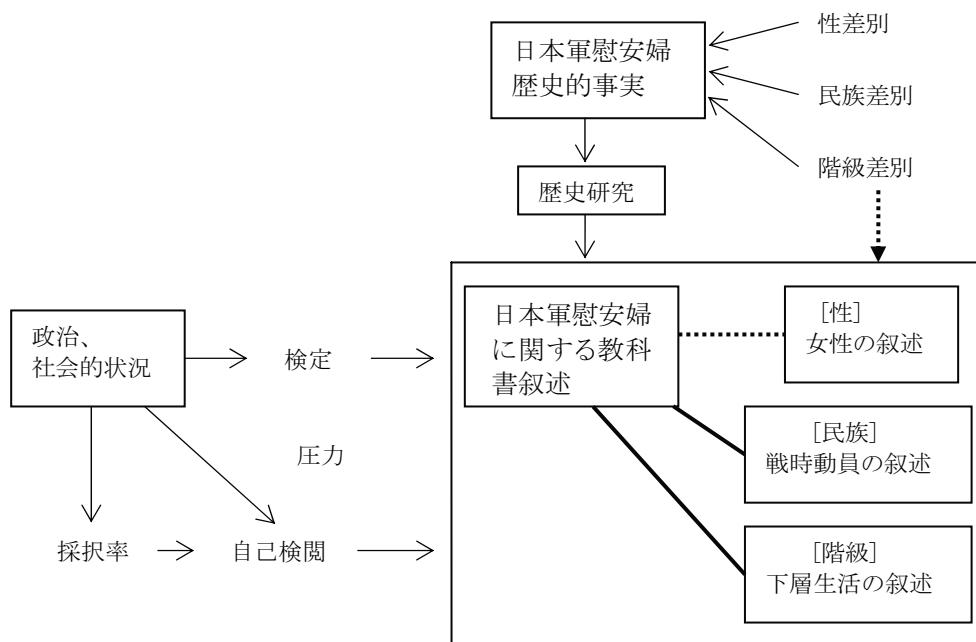
2001、2005年は日本文部科学省;韓国学中央研究院<http://www.ikorea.ac.kr/webzine/0511/japan3.asp>から再引用。

●軍慰安婦についての叙述 ◎軍慰安婦についての弱い叙述

③政治・社会的状況の直接・間接的圧力

だが、最も高い採択率を示しながら、さらにその占有率を高めている東京書籍の教科書が、前述したように、2001年に叙述内容を減らし叙述の方向を変えたこと、さらに各出版社の中学校、高等学校の教科書が、同時に似たような内容の変化を試みていることを、単に採択率だけで説明することはできない。その根本的な要因が政治・社会的状況の保守化であるということは疑問の余地がない。1990年代、慰安婦に関する記述が教科書に登場し始めたこと、1996年には、ほとんどすべての教科書がこれを記録したこと、以後徐々にその内容を縮小していったのは、他の強制動員などの問題、特に前述したように、女性についての叙述全体の縮小、自国中心の叙述と軌を一にしており、日本社会全体の状況を反映しているものだと解釈できる¹⁷。

〈図2〉 日本の教科書の慰安婦についての叙述変化のメカニズム



こうした社会的変化の結果でもあり、それを推し進めもするのが政府の多角的な活動である。林博史は、検定という直接的な方法の代わりに使われた、間接的で不透明な圧力が自主規制の要因だと説明している。「アジアに対する加害行為についての記述に検定意見がつけば、国際問題化するため、いろいろと圧力を加え申請段階において記述を減らす、巧妙なやり方が今効果を発揮している」と語っている(林博史、2007:10)。

政府の外にも政治・社会集団の圧力も重要だ。1955年前後、1980年代初め、1990年代中盤になされた保守集団の圧力は、教科書内容の変化に重要な影響を与えたと見られる¹⁸。

¹⁷ 全般的に教科書の内容改訂の中でも「従軍慰安婦」問題は、その中心に置かれている。日本の右派の知識人たちは「従軍慰安婦」問題は外国の敵意と悪意、英米を絶対的な正義と考える思想に従つたものであり、正確な歴史的事実に基づいていないものだと断定している(西尾幹二・藤岡信勝、1996)。

¹⁸ これに関しては俵義文、日本教科書 바로잡기 운동本部訳、『위험한 교과서(危険な教科書)』、歴史批評

5) 日本軍慰安婦についての韓国の教科書の叙述

既に述べたように、日本軍慰安婦問題は、1990年代初めから韓国と日本で一つの争点となった。韓国の歴史教科書に「慰安婦」という用語が登場したのは、1997年の国定教科書からである。しかし驚いたことに、1979、1982、1990年の国定教科書にも慰安婦に関連した叙述がある。「慰安婦」という言葉を使ってはいないが、明らかに慰安婦を意味する記述が載せられている。その後、1997年の中学校の教科書では、はじめて「挺身隊」と「慰安婦」という用語が使われはじめた。2002年の国史の教科書では、その内容が大幅に補強され、より詳細にその状況を説明している。

①1979～1997年の教科書

まず、1979、1982、1990、1997年の中学校、高等学校の国史教科書の慰安婦に関する記述内容を見ることにする。

慰安婦に関する記述	
1979	中学校: 甚しい場合、若い女性まで産業施設と前線へ強制的に連れて行った(239頁)
1982	中学校: それだけでなくわが国の女性まで侵略戦争の犠牲とした(122-123頁) 高等学校: 女性まで侵略戦争の犠牲にもした。(150-151頁)
1990	中学校: それだけでなく、女性までも侵略戦争の犠牲となつた(142頁) 高等学校: 叙述削除
1997 (中) 1996 (高)	中学校: この時女性まで挺身隊という名で連れて行かれ、日本軍の慰安婦として犠牲にもなつた(151頁) 高等学校: わが青年たちは志願兵という名で、また徴兵制と徴用令により、日本、中国、サハリン、東南アジアなどに強制動員され命を失い、女性たちをも挺身隊という名で連れて行かれ、日本軍の慰安婦として犠牲ともなつた(136頁)

1990年代の初めに、慰安婦問題が韓国で大きな社会問題となり、それをはつきりと中高校生にも教えるべきかについて、社会的な関心が高まった。だが、1990年代に次々と明らかになった慰安婦の実状に関する歴史的な事実と、国連をはじめとする国際社会の注目、被害者の証言などにより韓国社会全体の認識が変わり、韓国史教育の重要な内容の一つとして位置づけられた。

②2002年の教科書

2002年の中学校の国史教科書は、「日本は女性たちも勤労報国隊、女子勤労挺身隊などの名で連れて行き、労働力を搾取した。さらに多数の女性を強制的に動員し、日本軍が駐屯しているアジア各地域に送り、軍隊慰安婦にし、非人間的な生活をさせた」(A2:262)と記述している。

高等学校の教科書の日本軍「慰安婦」に関する叙述がたどった過程も、中学校ととくに差はない。1973年の教科書国定化以降、日本軍「慰安婦」に関する叙述は1、2行で叙述されるか削除された。1982年の教科書に「女性をも侵略戦争の犠牲とした」(150～151頁)というくだりがあることはあるが、曖昧で

社、2001. 65-71頁参照。

抽象的である。1990年に発行された教科書には、最初からそうした叙述は削除され、1996年の教科書になってはじめて具体的な用語が登場しはじめた¹⁹。

現在使用されている第7次教育課程の高等学校国定教科書は、「民族の受難と抗日独立運動」という項目で「日本軍慰安婦の実状」という読みもの教材のコーナーを作り、次のような<韓国挺身隊問題対策委員会 教育資料1>を引用している。

「日本帝国主義は、1932年頃から侵略戦争を拡大しながら、占領地区において「軍人たちの強姦行為を防止し、性病の感染を防止し、軍事機密が漏れることを防止するため」という口実で、わが国と台湾および占領地域の10万人から20万人にのぼる女性を嘘と暴力を通じ連行した。

彼女らは満州、中国、ミャンマー、マレーシア、インドネシア、パプアニューギニア、太平洋にあるいくつかの島々と日本、韓国などにある占領地において性奴隸として酷使された。11歳の幼い少女から30歳を過ぎた女性に至るまで、多様な年齢の女性たちは「慰安所」にとどまり、日本の軍人たちを相手に(性的行為を強要された)……。戦争が終わった後、帰国しない被害者たちのなかには現地で捨てられたり、自決を強要されたり、虐殺されたりした場合もあった。運良く生き残り、故郷に戻ってきた日本軍「慰安婦」被害者たちは社会的な疎外と羞恥心、貧困、病弱の身で一生を苦しみながら生きねばならなかつた」(343頁)。

2002年に韓国の教科書において慰安婦に関する内容を大きく拡大したのは、日本の2005年の検定教科書において慰安婦の実状に関する内容が縮小され、アジア女性基金に関する内容が拡充されたことと、非常に重要な対照をなしている。日本においてそれは、政治、社会的状況の保守化をその根本的要因とし、とくに民族関係がその中心軸をなしているとするならば、韓国の場合、慰安婦についての叙述が拡大したのは、女性運動の活性化と政治、経済的な民主化の結果だと見ることができる。

V. 結び

封建社会と区別される近代社会への変化とは合理化の過程であり、それは身分制度の廃止に示される人間の平等を志向するものである。その巨大な変化のなかの一つの根幹が女性の社会的な進出である。日韓両国の教科書がこの点を無視してきたことは、歴史的一面だけを生徒たちに教えてきたことになる。日本の教科書が韓国の教科書より女性についての叙述が量的に、またその叙述の構造においても多少先行していると思われた。それは近代化がまず先に行われた日本において女性の生活が変化し、社会に進出するその様相もさまざまに分化した状況を見せてているということでもある。だが、韓国の教科書が徐々に女性についての叙述を増やしていく、社会運動、教育、戦時勤員などの分野に、積極的に

¹⁹ 関連記述には慰安婦という具体的な表現が出てくるが、それ以上の説明はない。挺身隊と慰安婦を混同してしまいやすく叙述しているのも問題だ(이영선, 2004:14-15頁)。

関心を傾けはじめたのに比べ、日本の教科書はかえってその叙述を減らし、以前載せられていた内容を大幅に削除する過程を見せているのは、政治、社会的な状況の変化と直結しているためであると解釈される。さらにこうしたジェンダー偏向は、民族と階級の偏向と密接に結びついているので、社会全体を解釈するときの試金石のようなものである。日本軍慰安婦に関する叙述は、それを端的に表している。教育がこのように政治、社会的条件に拘束されることは、望ましくないように思える。

＜参考文献＞

- 姜英心、「일제강점기 조선여성의 법적 지위(日帝強占期朝鮮女性の法的地位)」、韓日関係史研究論集編纂委員会『韓日関係史研究論集: 日帝強占期韓国人의 삶과 民族運動』9、2005
- 国史編纂委員会、「일본 중학교 역사교과서(검정본) 한국관련 내용 시대별·주제별 분석 보고서(日本中学校歴史科書(検定本)韓国関連内容時代別・主題別分析報告書)」2001
- 国史編纂委員会、「일본 역사교과서에 반영된 일본학계의 연구성과와 분석 보고서(日本歴史教科書に反映された日本学界の研究成果と分析報告書)」、2001
- 權五鉉、「일본 역사 학습지도요령 총론(日本歴史学習指導要領総論)」(未発表論文)、2008
- 君島和彦、1997「일본의 중학교 사회과교과서(歴史적 분야)의 검토(日本の中学校社会科教科書(歴史的分野)の検討)」『江原人文論叢』5
- 金冥一、「한일근대가족의 비교연구; 현모양처와 모성을 중심으로(韓日近代家族の比較研究: 良妻賢母と母性を中心に)」(未刊行論文)、2008
- 金冥一、林相先、鄭惠瓊、『일본역사교과서의 한국관련 내용 조사·분석 및 시정자료 개발(日本歴史教科書の韓国関連内容調査・分析および是正資料開発)』、韓国精神文化研究院、2003
- 金大商、「일제하 여자정신대의 비극(日帝下女子挺身隊の悲劇)」『新東亜』4月号、1978
- 金寶林、「1990년대 일본의 역사교과서문제(1990年代日本の歴史教科書問題)」(서울大学校社会教育科修士論文)、2000
- 東北亞歷史財團、「2007년도 검정본 일본역사교과서 분석집(2007検定本日本歴史教科書分析集)」、2008
- 南相九、「일본역사교과서의 일본군 ‘위안부’ 기술변화(日本歴史教科書の日本軍「慰安婦」記述変化)」、韓日関係史学会『韓日関係史研究』30、2008
- 南相九、「‘새역모’ 빨간 교과서의 검정실태에 나타난 일본교과서 검정제도의 문제점(「つくる会」発刊教科書の検定実態に表れた日本教科書検定制度の問題点)」、歴史教育学会『歴史教育論集』第43集、2009
- 朴斗錫、「포로 없는 전쟁(捕虜のいない戦争)」、『실록 민족의 저항(実録民族の抵抗)3』、한샘出版社、1977
- 박수철、「일본중학교 사회과(歴史分野) 학습지도요령의 변화 분석(日本中学校社会科(歴史分野)学習指導要領の変化分析)」(未発表論文)、2008
- 박정애、「한국역사교과서를 통해 본 일본군 위안부 문제(韓国歴史教科書を通じて見た日本軍慰安婦問題)」韓国挺身隊問題対策協議会シンポジウム(シンポジウム)『한일역사교과서를 통해 본 전쟁과 여성(韓日歴史教科書を通じて見た戦争と女性)』発表論文、2002

- 박정애、「일제시기 인신매매의 구조와 성격(日帝時期人身売買の構造と性格)」(未刊行論文)、2008
- 서민아、「『한국근·현대사』교과서의 ‘일제 강제연행’ 서술의 현황과 내용분석(『韓国近・現代史』教科書の「日帝強制連行」叙述の現況と内容分析)」国民大学校教育大学院修士論文、2007
- 辛珠柏、「근대사 II, 현대사(近代史 II、現代史)」、아시아와 역사연구소編『역사 인식을 둘러싼 자화상, 외부의 시선(歴史認識をめぐる自画像、外部の視線)』、선인、2008
- 余舜珠、「일제말기 조선인 여자근로정신대에 관한 실태연구(日帝末期朝鮮人女子勤労挺身隊に関する実態研究)」、梨花女子大学校女性学科修士論文、1994
- 李雅賢、「역사교육에서 본 일본군 위안부 문제:한일교과서 서술을 중심으로(歴史教育から見た日本軍慰安婦問題:韓日教科書叙述を中心に)」、中央大学校歴史教育学科修士論文、2001
- 이영선、「일본군 ‘위안부’에 관한 교과서 서술과 문제점—한일역사교과서 서술을 중심으로(日本軍「慰安婦」に関する教科書叙述と問題点—韓日歴史教科書叙述を中心に)」、西江大学校教育大学院修士論文、2004
- 李讚熙、「일본사교과서의 한국 관련 내용 분석(日本史教科書の韓国関連内容分析)」、歴史教育学会『歴史教育論集』第26集、1993
- 李讚熙、孫龍澤、金福永、金亨國、『일본 중학교 사회과 교과서의 한국 관련 내용 변화 분석(日本中学校社会科教科書の韓国関連内容変化分析)』、韓国教育開発院、1999
- 李讚熙、孫龍澤、정영순、『일본 중국 중등학교 역사교과서의 한국관련 내용 분석(日本中国中等学校歴史教科書の韓国関連内容分析)』、韓国教育開発院、1999
- 李讚熙、孫龍澤、정영순、林相先、『일본중학교 역사 교과서의 한국 관련 내용 분석(日本中学校歴史教科書の韓国関連内容分析)』(CR2001-39)、韓国教育開発院、2001
- 李讚熙、林相先、『일본 중학교 역사교과서의 한국관련 내용 분석(日本中学校歴史教科書の韓国関連内容分析)』(CR2002-35)、韓国教育開発院、2002
- 李讚熙、『일본 중학교 역사교과서의 한국 관련 내용 분석(日本中学校歴史教科書の韓国関連内容分析)』(CR2002-35)、韓国教育開発院、2005
- 文部科学省、「中学校学習指導要領解説:社会編」、2008
- 日本歴史教科書専門家分析団、「일본중학교 역사교과서의 한국 관련 내용 검토 의견서 II—기존7종 교과서(日本中学校歴史教科書の韓国関連内容検討意見書 II—既存7種教科書)」、2001
- 林鐘國、『정신대(挺身隊)』、日月書閣、1981
- 鄭在貞、「일본중학교 역사교과서의 개변과 한국사 관련 서술의 변화(日本中学校歴史教科書の改変と韓国史関連叙述の変化)」、韓国史学会『史学研究』69、2003
- 鄭鎮星、「일본군 성노예제(日本軍性奴隸制)」、서울大学校出版部、2004
- 千聖林、「새로운 여성사: 쟁점과 전망(新しい女性史:争点と展望)」、歴史学会『歴史学報』200、2008
- 俵義文、日本教科書 바로잡기運動本部訳、「위험한 교과서(危険な教科書)」、歴史批評社、2001
- 韓国教育開発院、「일본중학교 사회과 교과서의 한국 관련 내용 변화분석(日本中学校社会科教科書の韓国関連内容変化分析)」、1993
- 韓国教育開発院、「한일역사교과교육과정 비교연구(韓日歴史教科教育課程比較研究)」(受託研究CR2007-

83)、2007.

韓国史研究団体協議会主管シンポジウム、「일본중학교 교과서의 역사서술과 역사인식(日本中学校教科書の歴史叙述と歴史認識)」、2005

韓日女性共同歴史教材編纂委員会、『여성의 눈으로 본 한일근현대사(女性の目で見た韓日近現代史)』、
한울아카데미、2005

韓日女性共同歴史教材編纂委員会、「2008년도용 일본 고교 역사교과서 분석 : 2007년3월 검정본을
중심으로(2008年度用日本高校歴史教科書分析:2007年3月検定本を中心に)」、2007

玄明皓、「한일역사교과서의 근대사 기술 분석(韓日歴史教科書の近代史記述分析)」、東北亞歴史財團『東
北亞歴史論叢』17、2007

藤岡信勝、『教科書採択の真相』、PHP新書、2005

西尾幹二、藤岡信勝、『国民の油断:教科書が危ない!』、PHP新書、1996

永原慶二、『歴史教科書をどうつくるか』、岩波書店、2001

三宅明正、「歴史教科書をめぐる政治的言説とその特徴」、中村政則 他『歴史と真実』、筑摩書房、1997

林博史、「沖縄戦集団決定への教科書検定」、『歴史学研究』第831号、2007

中村政則、「日本の歴史教科書(扶桑社刊)にみる歴史叙述と歴史観」、独立紀念館韓国独立運動史研究所『韓国
独立運動史研究』第16集、2001

俵義文、『教科書攻撃の深層』、学習の友社、1997

俵義文、『徹底検証 あぶない教科書』、学習の友社、2001

<添付資料1：日本の中学校の歴史教科書「日本軍慰安婦」についての叙述>

出版社	1980年検定	1992年検定
中教出版		朝鮮や台湾でも徴兵が実施された。また、朝鮮から約70万、中国から約4万の人々が強制連行され、炭鉱等で労働を強いられたほか、軍に随行させられた女性もいた。(258頁)
学校図書		鉱山や土木事業などの重労働には、朝鮮や中国の人々までも強制的に連れてきて働かせた。また、軍隊でも人数が不足すると、大学生や朝鮮・台湾の人々を戦場に送った。(243頁)
東京書籍		戦況が悪化してくると、朝鮮・台湾の植民地の人々も軍隊に召集された。戦争が長引くと、多数の朝鮮人や中国人までも強制的に日本に連れてきて、ひどい条件のもとで、工場や鉱山などの重労働に従事させた。1945年には、在日朝鮮人の人数は、それまでに移住してきた人々と合わせて、朝鮮総人口の1割にあたる二百数十万人に達した。(281頁)
大阪書籍		朝鮮からは約70万人を強制的に日本内地へ連行して鉱山などで働かせ、若い女性も「挺身隊」として強制動員しました。さらに、台湾・朝鮮にも徴兵令をしました。(262頁)
教育出版		強制的に日本に連行された約70万人の朝鮮人や、約4万人の中国人は、炭鉱などで重労働に従事させられた。さらに、徴兵制のもとで、台湾や朝鮮の多くの男性が兵士として戦場に送られた。また多くの朝鮮人などの女性も、挺身隊などという名目で戦地に送られた。(273頁)
日本書籍		
清水書院	集団的に連れてこられた朝鮮人は、約70万人、中国人は5万人にも及んだといわれる。(263頁)	戦時下の日本では、労働力の不足をおぎなうために、1941(昭和16)年ごろから、約80万人にもおよぶ朝鮮人を強制的に日本に連行し、炭鉱、鉱山などで働かせた。また、中国人も4万人ちかくが制連行した。朝鮮人と中国人は、過酷な労働を強いられた。……日本の兵力が不足すると、朝鮮や台湾のひとびとに對しても徴兵制をしき、戦場に動員した。(245頁)
帝国書院	日本は、朝鮮と台湾にも徴兵制を実施しました。また、70万人以上の朝鮮の人々や約4万人の中国の人々を強制的に日本へ連れてきて、炭鉱などできびしい労働に従わせました。(291頁)	70万人以上の朝鮮の人々や約4万人の中国の人々を強制的に日本へつれてきて、炭鉱などできびしい労働に従わせました。(286頁) 日本の植民地であった朝鮮と台湾からは、戦争中に多くの人々が強制的に日本に連れてこられて、日本各地の工場や炭鉱で働かされていました。(292頁)

出典：韓国教育開発院、1993、「日本中学校社会教科書の韓国関連内容変化分析」より抜粋。

出版社	1996年検定	2001年検定	2005年検定
東京書籍	また国内の労働力不足を補うため、多数の朝鮮人や中国人が強制的に日本に連れてこられ、工場などで過酷な労働に従事させられた。慰安婦として強制的に戦場に送りだされた若い女性も多数いた。(263頁)	また、多くの人々が戦争にまきこまれました。日本が侵略した東アジアや東南アジアでは、戦場で死んだり、労働にかり出されたりして、女性や子どもをふくめて一般の人々にも、多くの犠牲者を出しました。(175頁)	いっぽう、日本に連れてこられて、意思に反して働かされた朝鮮人、中国人などもあり、その労働条件は過酷で、賃金も低く、きわめてきびしい生活をしいるものでした。(193頁)
大阪書籍	そのうえ、朝鮮からは、約70万人、中国からも約4万人を強制的に日本へ連行して鉱山などで働かせました。また、朝鮮などの若い女性を慰安婦として戦場に連行しています。さらに台湾・朝鮮にも徴兵令をしました。(260-261頁)	さらに、朝鮮や台湾でも徴兵令が実施されました。……そのうえ、朝鮮から約70万人、中国からも約4万人を強制的に日本へ連行して鉱山や工場などで働かせました。(171頁)	朝鮮や台湾でも徴兵制を実施して日本の軍人として戦場に送りました。……朝鮮や中国の占領地から数十万人といわれる人々を強制的に動員して、鉱山や防空壕づくりなどで働かせました。(200頁)
教育出版	労働力不足を補うため、強制的に日本に連行された約70万人の朝鮮人や、約4万人の中国人は、炭鉱などで重労働に従事させられた。さらに徴兵制のもとで、台湾や朝鮮の多くの男性	労働力不足を埋めるため、強制的に日本に連行された約70万名の朝鮮人と約4万名の中国人は炭鉱などの厳しい労働現場で働いた。また徴兵制という名前で、台湾と朝鮮の多くの	朝鮮や中国から多数の人々が日本に連れてこられて、工場や鉱山で働かされました。多くの朝鮮人や中国人が、きびしい労働条件のもとで苦しい生活をしいられ

	が兵士として戦場に送られた。また多くの朝鮮人女性なども慰安婦として戦地に送り出された。(261頁)	男性が兵士として戦場に行かせた。なおかつ多くの朝鮮人女性なども工場などに送られた。(204頁)	ました。……朝鮮や台湾では、戦争末期に志願兵制度があらためられ、徴兵制がしかりました。多くの人々が「日本軍兵士」として戦場に送られ、また、多くの朝鮮人女性なども工場などに送り出されました。(173頁)
日本書籍新社	また、女性を慰安婦として従軍させ、ひどいあつかいをした。(264頁)	また、朝鮮などアジアの各地で若い女性が強制的に集められ、日本兵の慰安婦として戦場に送られました。(180頁)しかし、日本から被害を受けた個人が補償を要求する権利まで各国の政府がうばうことができないという考え方もあります。事実、これにもとづいて、強制連行された人たち、元慰安婦の女性や南京事件の犠牲者たちが、日本政府による謝罪と補償を求めて、次々に裁判をおこしています。(205頁) <写真>金学順さんのうつたえ 日本政府に謝罪と補償を求めて裁判をおこした金学順さん。(205頁)	朝鮮や中国の占領地からは、多くの人々が内地に強制的に連れていかれました。強制連行された朝鮮人の数は約70万人、中国人の数は4万人とされています。(202頁) 1943年には朝鮮に、1944年には台湾に徴兵制がしかれた。(205頁)この戦争での日本人の死者は、軍人・民間人を合わせて310万人(朝鮮人・台湾人5万人をふくむ)、アジア諸国の死者は、中国だけでも2180万人に達する(207頁、論文ママ:訳者)。 軍の要請によって、日本軍兵士のために朝鮮などアジアの各地から若い女性が集められ、戦場に送られました。(202頁) 強制連行された人たちや南京事件の犠牲者たちなどが、日本政府による謝罪と補償を求めて、次々に裁判をおこしています。(231頁) <写真> 韓国「太平洋戦争犠牲者遺族会」の日本政府への訴訟を報道する新聞(朝日新聞1991年12月6日)
日本文教出版	植民地である台湾や朝鮮でも、徴兵が実施された。慰安婦として戦場の軍に随行させられた女性もいた。国内の労働力が不足していたため、朝鮮から約70万、中国から約4万の人々が強制連行され、炭鉱などで労働をしいられた。(252頁) <写真>朝鮮人の強制連行 土木工事や鉱山などで重労働をしいられた。(252頁)	……しかし、植民地の独立を認めず、住民を労働者として徴発した。国内の労働力不足を補うため、朝鮮から約70万、中国から約4万の人々が強制的に日本に連れてこられ、炭鉱などで過酷な労働に従事させられた。(209頁)	植民地の台湾や朝鮮から兵士の募集が始まり、……(177頁)。朝鮮から約70万、中国から約4万の人々が……日本に連れてこられ、炭鉱などで過酷な労働に従事させられた。(183頁)
清水書院	朝鮮人や中国人は、過酷な労働を強いられた。…… また、朝鮮や台湾などの女性のなかには、戦地の慰安施設で働く者もいた。(259頁)	また、戦地の非人道的な慰安施設には、日本人だけでなく、朝鮮や台湾などの女性もいた。(189頁)	朝鮮や台湾にも徴兵制をしいて日本兵として戦争に動員した。……朝鮮人や中国人を強制的に連行し、炭坑や鉱山などで働かせた。(203頁) 朝鮮や台湾には徴兵制がしかれ、それぞれおよそ20万人、2万人が太平洋戦争に動員されました。また、日本本国や樺太などへ労働力として強制的に連行された人びとは、植民地であった朝鮮から約72万人(1939~45年)、占領下にあった中国からは約4万人(1943~45年)にのぼるといわれています。(204頁)
帝国書院	戦争にも、男性は兵士に、女性は従軍慰安婦などにかり出し、耐えがたい苦しみをあたえました。(257頁コラム)	戦時中、慰安施設へ送られた女性や、旧日本軍人として徴兵された韓国・台湾の男性などの補償問題が裁	……企業などで半ば強引に割りあてを決めて朝鮮人や中国人を集め、日本各地の炭鉱・鉱山な

	<p>……さらに、日本の植民地であった朝鮮や台湾の人々からも、多くの犠牲者がいました。戦争で日本国内での労働力が不足してきたので、朝鮮から多くの人を強制的に日本へ連行しました。</p> <p>この人たちは、鉱山・軍需工場、土建業などで、危険でつらい労働に従事させられました。これらの地域の出身者のなかには、慰安婦だった人々、広島や長崎で原爆に被爆した人々、戦前日本領であった南樺太に終戦で残留させられた人々などがあります。(271頁)</p>	<p>判の場にもちこまれるようになりました。(221頁)</p>	<p>どに運び、低い賃金で、きびしい労働をおしつけました。(209頁)台湾や朝鮮でも徴兵が実施されました。(210頁)</p> <p>(脚注1):戦時中、慰安施設へ送られた女性や、日本軍人として徴兵された韓国・台湾の男性などの補償問題が裁判の場にもち込まれるようになりました。(231頁)</p>
--	---	----------------------------------	--

出典：1996年/2001年：国史編纂委員会、2001、「日本中学校歴史教科書(検定本)韓国関連内容の時代別・主題別分析報告書」231-233頁

2005年：辛珠柏、2008、「近代史Ⅱ、現代史」アジア平和の歴史研究所編『歴史認識をめぐる自画像、外部の視線』243-244; 248-250頁

＜添付資料2＞：日本高等学校歴史教科書「日本軍慰安婦」叙述

日本史A

番号	出版社	書名(2003)	2003年	2007年
1	第一	高等学校日本史A 人、くらし、 未来	また、朝鮮人女性を中心に、さまざまな口実をもじけて、勧誘したり、強制連行したりして、従軍慰安婦とした。	また、朝鮮を中心とした多くの女性が慰安婦として戦場に送られた。(111頁) 強制連行や「従軍慰安婦」の問題をはじめとする戦後補償をめぐる問題も残されている。(170頁)
2	三省堂	日本史A	女性も、挺身隊として組織されて軍需工場などで労働に従事させられ、また、日本軍兵士のための慰安婦としてフィリピンなどの若い女性とともに戦地に送りこまれた。(117頁) また日本政府は、元「従軍慰安婦」への補償として民間に「女性のためのアジア平和基金」をつくらせて支援し、(127頁)	女性も挺身隊として組織され、軍需工場などで、労働に従事させられ、また日本軍兵士のための慰安婦としてフィリピン等の若い女性とともに戦地に送られた。(117頁) また日本政府は「従軍慰安婦」に対する補償として民間で「女性のためのアジア平和国民基金」をつくり、支援し、(127頁) 占領地では日本は軍政を実施し、人々を強制的に労働者と従軍慰安婦などとして動員した。(126頁)
3	山川	日本史A	また、慰安婦として、各地の軍に従った人もあった。(いわゆる従軍慰安婦)。(200頁)	また慰安婦として、各地の軍に従った人もあった(いわゆる従軍慰安婦)。(200頁)
4	東書	日本史A 現代からの歴史	日本の植民地や占領地では、朝鮮人や中国人、フィリピン人、ベトナム人、オランダ人など、多数の女性が従軍慰安婦にかりだされた。慰安所は、中国、香港、シンガポール、オランダ領東インドから、日本の沖縄諸島、北海道、樺太などにまでおよんだ。(147頁)	この間、募金を集めて「従軍慰安婦」にされた人々に一時金を支払うことを目的とした「女性のためのアジア平和国民基金」(アジア女性基金)が発足(1995)し、(中略)このような事実は、国際的な人権認識の高まりを反映したものである。(28頁、論文ママ:訳者) アジア女性基金 アジア女性基金発足に際しては、人権に関することを金銭問題にしてしまうのかという批判や、政府の責任を棚上げするのかなどの批判が内外から起きた。 なおこの基金にかかわって、橋本龍太郎以降歴代の首相が出している「元『慰安婦』の方への総理のおわびの手紙」には、つぎのように記されている。「いわゆる従軍慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題でございました。私は、日本国之内閣総理大臣として改

			<p>めて、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負わせたすべての方々に対し、心からおわびと反省の気持ちを申し上げます。我々は、過去の重みからも未来への責任からも逃げるわけにはまいりません。わが国としては、道義的な責任を痛感しつつ、おわびと反省の気持ちを踏まえ、過去の歴史を直視し、正しくこれを後世に伝えるとともに、いわれなき暴力など女性の名誉と尊厳に関わる諸問題にも積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。(28頁)</p> <p>日本でも、たとえば従軍慰安婦や南京大虐殺など、自國に不都合なことを教科書に入れるべきではない、という意見があります。(31頁)</p> <p>日本の植民地や占領地では、朝鮮人や中国人・フィリピン人・ベトナム人・オランダ人など、多数の女性が「慰安婦」にかりだされた。慰安所は、中国・香港・シンガポール・オランダ領東インドから、日本の沖縄諸島・北海道・樺太などにまでおよんだ。(148-149頁)</p> <p>『従軍慰安婦』にされた方々へ償いをおこなうこと」と「女性の名誉と尊厳にかかる今日的女性問題に取り組むこと」を目的にして、1995年に国民募金をもとにアジア女性基金が設立された。(178頁)</p>
--	--	--	--

日本史 B

番号	出版社	書名(2003)	2003年	2007年
1	実教	高校 日本史B	<p>そして軍も設置に関与した慰安所には、日本軍の監理のもとで兵士の性の相手として、朝鮮を中心に、中国・インドネシア・フィリピン・オランダなどの多数の女性を慰安婦として動員した。(209頁)</p> <p>「従軍慰安婦」問題についても、韓国の女性団体を中心に真相究明と謝罪、補償を求める動きがおこり、1990年に韓国挺身隊問題対策協議会が発足した。そのなかで元「慰安婦」、旧日本軍軍人軍属らが1991年、日本政府への補償を求める裁判を東京地方裁判所に提訴した。(242頁)</p> <p>1993年には、「従軍慰安婦」問題についての調査結果の発表とあわせて河野官房長官談話を発表し、軍の関与のもとに慰安所が設置されたことを認め、「慰安婦」とされた人々への「お詫びと反省」を述べた。1994年に元「慰安婦」に対する「償い金」支給のためのアジア女性基金を設立した。</p> <p>1996年、国連人権委員会は、「従軍慰安婦」問題等についてのクマラスワミ特別報告者の報告を受け、「女性に対する暴力」に関する決議を採択し、同報告に留意すると表明した。同報告は、被害者への謝罪と賠償など6項目の日本政府に対する勧告を含んでいる。(243頁)</p>	<p>日本軍も設置に関与した慰安所に、日本軍の監理のもとで兵士の性の相手として、朝鮮人を中心に、中国人・インドネシア人・フィリピン人・オランダ人などの多数の女性を慰安婦として動員した。(203頁)</p> <p>1990年代にはいると「従軍慰安婦」や強制連行などについて、日本に補償を求める動きが噴出した。(中略)1995年には、村山富市首相談話で植民地支配と侵略への反省を表明したが、戦後補償問題の解決はずすんでいない。(235頁)</p> <p>従軍慰安婦問題など日本の侵略と加害の事実を記述してきた教科書を「自虐的」と非難する動きもまれ、そうした主張にもとづく中学校歴史・公民教科書があらわれた。(239頁)</p> <p>1993年には「従軍慰安婦」問題についての調査結果の発表とあわせて河野官房長官談話を発表し、軍の関与のもとに慰安所が設置されたことを認め、「慰安婦」とされた人々への「お詫びと反省」を述べた。1994年に元「慰安婦」に対する「償い金」支給のためアジア女性基金を設立した。(243頁)</p> <p>1996年、国際人権委員会は、「従軍慰安婦」問題等についてのクマラスワミ特別報告者の報告を受け、「女性に対する暴力」に関する決議を採択し、同報告に留意すると表明し</p>

				た。同報告は、被害者への謝罪と賠償など6項目の日本政府に対する勧告を含んでいる。(243頁)
2	実教	日本史B	テーマ学習 また、多数の女性が日本軍兵士の性の相手として「従軍慰安婦」にされ、中国・フィリピン・インドネシアなどの前線や沖縄などに連行された。(377頁) 日本が、このようなアジアにおいて「名誉ある地位を占め」(日本国憲法)るためには、過去の侵略を反省し、従軍慰安婦や強制労働の補償問題などを誠実に解決すると共に(373頁)	説明(1)「慰安婦」問題については、2000年に女性団体が中心となって、民間による裁判の形をとった「女性国際戦犯法廷」を東京でひらいた。(243頁)
3	三省堂	日本史B	女性も、挺身隊に組織されて軍需工場などで労働に従事させられたり、日本軍兵士のための慰安婦としてフィリピンなどの若い女性とともに戦地に送りこまれた。(330頁)	テーマ学習 また、多数の女性が日本軍兵士の性の相手として「従軍慰安婦」にされ、中国、フィリピン、インドネシアなどの前線や沖縄などに連行された。(355頁) 日本が、このようなアジアにおいて「名誉ある地位を占め」(日本国憲法)るためには、過去の侵略を反省し、従軍慰安婦や強制労働の補償問題などを誠実に解決するとともに(391頁)
4	清水	高等学校 日本史B	また、戦地には慰安婦も送られたが、朝鮮人が多かった。(221頁)	女性も、挺身隊に組織されて軍事工場などで労働に従事させられたり、日本軍兵士のための慰安婦としてフィリピンなどの若い女性とともに戦地に送りこまれた。(330頁)
5	山川	新日本史	さらに朝鮮人女性などのなかには従軍慰安婦となることを強要された者もあった。(356頁)	また、戦地には慰安婦も送られたが、朝鮮人が多かった。(219頁)
6	山川	高校 日本史	記述なし	さらに朝鮮人女性などのなかには従軍慰安婦になることを強要されたものもあった。(356頁)
				記述なし

世界史 A

番号	出版社	書名	2003年	2007年
1	東書	世界史A	さらには従軍慰安婦として前線に送られた多くの女性たちもいた。(172頁)	さらには慰安婦として前線におくられた多くの女性たちもいた。(168頁)
2	実教			従軍慰安婦として戦場に送られた女性も少なくなかった。(147頁)

世界史 B

番号	出版社	書名	2003年	2007年
1	山川	新世界史	記述なし(空襲、原爆被害は記述)	記述なし
2	清水	高等学校 世界史B	記述なし(空襲、原爆被害は記述)	記述なし
3	帝国	新編高等 世界史B 新訂版	記述なし(空襲、原爆被害は記述)	記述なし

倫理

番号	出版社	書名	2007年
1	実教		戦後補償:過去に日本がおこなった南京大虐殺、強制連行、従軍慰安婦などにかかわる問題で、現在、個人補償の訴訟がおこされている。政府は、戦後賠償問題は決着ずみとの立場をとっているが、元慰安婦の多くは、国家による謝罪と補償を求めた。これに対して政府は、1995年に「アジア女性基金」(民間の募金)を発足させた。(2007年解散)

政治・経済

番号	出版社	書名	2007年
1	東京		政府は、この戦後補償問題は、国家の賠償により、決着済みとしているが、旧連合国捕虜や従軍慰安婦など、戦時に日本により非人道的な扱いを受けた人々に対して、人道上の問題として誠意ある対応が求められている。(95頁)
2	清水		日本軍に徴用され戦犯となった人々や、従軍慰安婦、強制連行で日本に来て被害にあった被爆者などから、政府は公式謝罪と補償を求められている。この背景には、国家が個人の人権を侵害することを許されないという国際人権意識の高まりがある。日本政府は、戦争は国家間の問題であり、平和条約や賠償協定で「法的に決着済み」という立場をとっている。(89頁)
3	実教		1990年代になると、元従軍慰安婦と強制連行労働者への戦後補償の問題が注目を集め、改めて戦争責任・戦後責任が問われるようになった。(93-94頁)
4	第一		日本と近隣諸国との間には、深刻な問題として、かつて第二次世界大戦当時に日本が引き起こした従軍慰安婦問題(注1)や強制連行問題などの戦後補償問題などがある。近隣諸国との眞の友好関係を樹立するために、これらの問題は一日も早く解決しなければならない。 (注1)戦時中、中国・朝鮮・東南アジア等の地域から多数の女性が連行され、耐えがたい苦痛を受けた。この問題に対して、国家間の補償は解決済みとする一方で、日本政府は1993年公式に謝罪し、1995年「女性のためのアジア平和国民基金」を設立した(2007年終了)。(54頁)

出典：東北亞歴史財団、2007、「2007年 檢定本日本歴史教科書分析集」279-284頁

<添付資料3> 韓国高等学校近現代史の「慰安婦」に関する記述

出版社	内容	備考
金星出版社	<p><5. 戦争動員と軍慰安婦徴用> 中 <軍慰安婦、女性まで戦争の手段に></p> <p>日帝(ママ:日本、以下同じ)が侵略戦争を進めながら行なった最も反人倫的な犯罪行為は、女性を戦争に強制動員したことであった。初めは任意として朝鮮女性を動員した日帝は、戦争終盤になると、「女性挺身隊勤務令」を作り、これを法制化した(1944)。挺身隊という名で動員された女性の中の一部は、日本と朝鮮の軍需工場に送られ、強制労役をさせられ、また一部の女性は戦場に送られ軍慰婦として利用された。日帝は、すでに1930年代初め、大陸侵略とともに、軍慰安所を試験的に運用し、戦争末期にはこれをさらに組織化し、朝鮮の女性を集団的に徴発したのである。</p> <p>日帝末期(ママ:植民地時代末期、以下同じ)、侵略戦争に強制動員された朝鮮の女性の数は、数十万と推算されるのみで、正確な人員は把握されていない。これら女性のなかの多くの人々は、戦争中に軍慰安婦として犠牲になった。戦争が終わった後、帰国した人もいるが、個人的な事情で帰国できず、外国に残留した人もいる。帰国した人は大部分戦争中に被った精神的・肉体的被害を長い間克服できないまま、不幸な人生を営んできた。しかし、日本は今もこれに対する国家的責任を明白にせずにおり、国際的な解決策は依然として未完のまま残っている。(163頁)</p> <p><毎週水曜日日本大使館の前、慰安婦ハルモニ(ママ:お婆さん、以下同じ)らの血がたまる絶叫が広がる> 「日本政府は犯罪の事実を認め責任者を処罰しろ!」 「日本政府は被害者らに公式謝罪し、法的に賠償しろ!」</p> <p>片手にプラカードを持ち、もう一つの手で力いっぱい訴えを叫ぶ慰安婦ハルモニたち、老木の皮のようなその手は、カチカチに凍りついていた。日本軍の慰安婦問題の解決のための定期水曜デモ、韓国挺身隊問題対策協議会(略称挺対協)は、1992年1月8日に初めて水曜集会を開いた後、今までおよそ10年近く光化門の日本大使館前で抗議集会をしてきた。慰安婦ハルモニ6名と経実連、修女会、学生、市民ら50名が叫ぶ喊声は、決して小さくなかった。特にこの日は東京大学法学部の学生たちが訪ねてきて共に黙念し、自國の犯罪の事実を反省する姿が印象的であった。集会を終えた後、慰安婦のハルモニらは、「お疲れさまでした」と、学生らの背中を叩いた。[今日の韓国、2000年4月](163頁)</p>	<p><写真挿入> - 2000年 国際法廷で証言する生存者 - 水曜デモをする生存者</p> <p><サイト記載> - 韓国挺身隊問題対策協議会サイト</p>
斗山	<p><4. 経済収奪の深化> 中 <大陸侵略と兵站基地化政策></p> <p>さらに多くの女性を日本軍が駐屯しているアジアの各地域に送り、慰安婦として犠牲にした天人共怒する蛮行を犯した。(153頁)</p> <p><軍慰安婦> 日帝は、太平洋戦争を起こし、侵略戦争を拡大しながら、韓国の女性を女</p>	<p><証言資料挿入> - 「慰安婦」生存者金福童の手記を要約、記述</p> <p><写真挿入></p>

	<p>子勤労挺身隊という名で、軍慰安婦として動員した。1942年には、日帝により、カンボジアに軍慰安婦として連れて行かれ、奇蹟的に生存し、韓国を訪問したファンハルモニ「韓国名李南伊」の場合は、私たちにも知られている軍慰安婦被害の代表的な事例である。ファンハルモニは、1998年、夢に見た故国を訪問した後、再びカンボジアに帰り、そこで恨多き生涯を閉じた。その他にも私たちに知らされていない軍慰安婦の被害者たちは到底数えることができないくらい多い。</p> <p>次は、軍慰安婦の被害者である金福童ハルモニの手記を要約した文である。(以下省略)(155頁)</p>	- 戦時期「慰安婦」資料写真
大韓教科書	<p><5. いまだに進行中である軍隊慰安婦論争></p> <p>資料1- <資料を読もう> <軍隊慰安婦として連れて行かれ、生き残った人々の証言>(省略)上の資料にみられるように、日帝は、私たち女性を強制的に連れて行き、軍隊の慰安婦にした反人倫的犯罪を犯した。しかし、このような酷い犯罪行為に、日本政府が直接関与したという事実が明らかにされたことは、半世紀近くも過ぎた後であった。数多くの女性が犠牲となった、この重大な事件の真相がなぜ今になって明らかになったのか?</p> <p>第2次世界大戦の時、ナチスが犯した犯罪行為を認め、謝罪したドイツ政府とは異なり、日本政府は軍隊の慰安婦動員に國家が直接介入したという事実を隠し、政府が直接介入した事実も認めなかつた。また、最近は、少しずつ変わってきているが、女性の貞操に対してのみ厳格な道徳的規範を適用する韓国社会の雰囲気のために、被害者はもちろん、政府もこの問題に対する公式的な言及を避けってきた。</p> <p>しかし、1990年に女性団体らが韓国挺身隊問題対策協議会をつくると、長い沈黙が破られた。軍隊の慰安婦として連れて行かれた女性らが続けて証言をし、資料2のような、軍隊慰安婦動員に日本政府が直接関与したという事実が明らかになった。そして、国連人権小委員会では、日本政府の賠償を要求する報告書が採択される等、この問題に対する国際社会の関心が高まり、2000年には、女性を戦時の性奴隸として強制動員した日本の戦争犯罪行為を断罪するために、民間法廷である、女性国際戦犯法廷が開かれ、日本国王(ママ:天皇、以下同)と日本軍幹部に有罪判決を下した。(152~153頁)</p> <p>資料2- 日本軍の兵站部が管掌した現地慰安所の規則:政府が直接介入しなかつたと主張した日本政府は、一日本人歴史学者により陸軍省兵務課で作成した慰安婦募集に関する書類が発見されると、謝罪せざるをえなかつた。(153頁)</p> <p>資料3- <資料を読もう> 当時の日王は、軍隊慰安婦動員の最終責任者であるとして有罪である。</p> <p>軍隊の慰安婦の生存者らの証言と検事側が提示した様々な資料を検討した結果、日本政府は拉致、誘拐、詐欺等を通して、数多くの女性を強制動員、強姦する等、反人道的な犯罪を犯した点が認められる。戦争中の反人権犯罪は、時代を超えて犯して処罰が可能であるという立場から、裕仁前日本国王に最終責任者として有罪を宣告する。</p> <p>- 2000日本軍の性奴隸女性国際戦犯法廷判決文、2000年12月12日-(153頁)</p> <p>開かれた課題- 1.国際民間法廷で資料3のように、結論を下した理由を、資料1-2を参考に説明しよう。</p> <p>2. 軍隊の慰安婦問題が公になるまで、長い時間がかかった理由を女性の社会的地位、韓国社会の文化的特性と関連させて討論してみよう。</p> <p>3. 韓国の挺身隊研究所ホームページ等から、軍隊慰安婦問題がどのように進行しているのか探してみよう。</p> <p>現在、日本政府は、謝罪はしながらも、軍隊慰安婦を強制的に動員したという事実は認めておらず、被害者らの賠償要求に対しても、日韓協定ですべての対日請求権は免除されたという主張を繰り広げている。しかし、この問題は単純な被害賠償問題ではなく、女性の人権と地位を確保し、平和で正しい未来を創るために、必ず解決しなければならない課題である。すなわち、私たち民族だけの問題ではなく、不平等な待遇を受けている全世界の女性の問題だとみることができるのである。(153頁)</p>	<p><証言資料挿入></p> <p>- 挑対協資料の中「慰安婦」生存者の証言事例4つ</p> <p><歴史資料></p> <p>- 「慰安婦」に対する強制動員を立証する日本軍文書</p> <p><慰安婦問題解決のための運動資料挿入></p> <p>- 2000年 女性国際法廷の判決文</p> <p><問題提起></p> <p>- 開かれた教材を提示し、討論を誘導</p> <p><サイト挿入></p> <p>- 韓国挺身隊研究所サイト所在</p>
天才教育	<p><4. 経済収奪の深化> 中 <侵略戦争のための人的・物的収奪></p> <p>特に年若き女性らの相当数は、中国と東南アジア各地域の戦場に送られ、軍人らを相手とする慰安婦生活を強要された。つまり、日本軍は、占領地域と植民地の各地で軍慰安所を設置、強制動員された女性らに、組織的な性暴力を行なう反人倫的犯罪を犯したのである。(169頁)</p>	<p><写真挿入></p> <p>- 戦時期「慰安婦」資料写真</p>
中央教育振興研究所	<p><4. 経済収奪の深化> 中 <日帝末期、戦時収奪の深化></p> <p>軍慰安婦の動員は、1937年に日帝の南京大虐殺以後、本格化した。南京占領当時、日帝は、数十万の中国人を虐殺し、女性らを蹂躪した。この事件で、日本は国際社会から非難の的となつた。これに対し日帝は、軍人らの性問題を解決しようと誤った考え方で軍</p>	<p><写真挿入></p> <p>- 戦時期「慰安婦」資料写真</p> <p><課題提示></p>

	<p>慰安所を準備し、朝鮮の女性らを慰安婦として動員した。日帝は、お金を稼がせてやるという甘言利説や強制的に拉致するなどの手法で、朝鮮人女性を連れていった。朝鮮の女性たちは、わけもわからないまま、戦場のあちこちに連れて行かれながら、拭うことのできない苦痛を受けるしかなかった。このようにして連れて行かれた慰安婦の数はおよそ数十万名と推定されている。</p> <p>敗戦が濃厚になると、日本の軍人は、慰安婦を捨て、自分たちだけ逃げ、さらには、慰安婦の女性らを洞窟に閉じ込め、爆弾を投げて皆殺しにしたりもした。このような措置は、誇り高き日王の軍隊だと声高に叫んでいた自身らが植民地の女性を性的に蹂躪しながら、戦争の恐怖感から逃れようとした事実を隠すためのものであった。</p> <p>戦争が終わったと言っても、慰安婦の女性の苦痛が終わつたわけではなかった。困難を乗り越え、故国に帰つても体を汚したという理由で、周囲の見る目は厳しかった。そして結婚もろくにできないまま、経済的困難の中でさびしく生きるしかなかった。(175頁)</p> <p>課題一光復以後、軍慰安婦被害者に対する賠償、または補償、日本の謝罪等の問題がどのように扱われてきたのか調査してみよう。(175頁)</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 課題を提示し後続学習誘導
法文社	<p><4. 経済収奪の深化> 中 <1930年代以後、日帝の経済侵奪></p> <p>忘れられない歴史：強制徴用と日本軍慰安婦</p> <p>資料2－日本軍慰安婦として連れて行かれ、帰ってきたハルモニは、このように証言した。「班長の夫人が村を回りながら、一つの家から少なくとも娘一人ずつ出さなければならぬといつた。私は、私がお手伝いをしていた家の娘の代わりに、ある日本人についていつた」、「日本の工場に就職させてくれると言なながら、女子を募集しているというので、私は、ひもじさを免れるために、この募集に応募した」、「友達の家からの帰り道に派出所の前を通つたら、巡査につかまり、そのまま慰安所に強制的に連れて行かれた」、「学校の担任の先生が挺身隊に行けと言った。私は先生の言うがままに、日本の富山県にある工場に行った。しかし、工場見学だけして、すぐに南洋群島の慰安所に連れて行かれた」</p> <p>当時は、女性の動員のみならず、徴用と徴兵のために、10軒単位で愛国班というものが組織され、必要な人員を捕まえていた。このように強制的に連れていくだけでは足りず、朝鮮の一部有力者らを先頭に立て、「國(日本)のために、天皇のために、私たちの娘をささげよう」と扇動した。しかし、戦争が終わると、日本の帝国主義者らは、慰安婦として連れて行かれた女性たちを、右も左もわからない戦場に置いたまま、自分たちだけ逃走した。また、ある地域では敗戦で自暴自棄になった軍人が自殺をし、慰安婦たちにも自殺を強要した。ひどい場合は、洞窟や潜水艦に女性らを閉じ込め、皆殺しにした。日本政府は敗戦後、関係資料をすべて消し去り、「民間業者らが女性らを買つていったのであり、政府の指示で女性を動員した事実はない」と主張している。</p> <p>-女性部、中高等学校国史教科書の日本軍慰安婦関連事項に関する修正案(158頁)</p>	<p><写真挿入></p> <ul style="list-style-type: none"> - 戰時期「慰安婦」資料写真

*高等学校の近代史教科書は、七次教育課程(1997年12月改訂公示)から選択科目に編入。

出典: 서민아, 2007, 「『韓国近・現代史』教科書の『日帝強制連行』叙述の現況と内容分析」(国民大学校教育大学院修士論文)71~84頁のそれぞれの表から再引用。

批評文(永島広紀)

本論文を通読してまず痛感したことは、女性学ないしはジェンダー学と、実証史学との対話というものがいまだ困難な状況にあることである。まして歴史学の一つの産物である歴史教科書の記述ぶりについて、果たして双方が歩み寄れる余地はあるのだろうか。評者はこれに関しては今のところ、きわめて悲観的にならざるをえない。

ともあれ、本論文は日本の教科書記述のみならず、自国の教科書における筆者が言うところの「ジェンダー偏向性」なるものをそれなりに手厳しく批判しているところは、ひとまず論述のスタイルとしては至当であると思われる。

しかしながら、本論の中心部分をなす、いわゆる「従軍慰安婦」の記述問題については、いまだに戦時動員の要員としての「(女子)挺身隊」と混同したままであるという重大な欠陥を有したままの立論であり、これにはまったく首肯することは出来ない。たしかに筆者は近年にあって、その自著(鄭鎮星『일본군성노예제』ソウル大学校出版部、2004年／邦訳:『日本軍の性奴隸制』論創社、2008年)において「挺身隊」なるものを「日本軍による強制的な性の搾取」を意味する包括的な概念として使用しようとしているのであるが、これはこれらの用語が世にあらわれた時期を時系列で整理すれば、明らかに史実に背反するのである。「女子挺身隊」は1944年8月に公布・施行された「女子挺身勤労令」によって公式に登場するものであり、あくまでも軍需工場などでの「勤労動員」に限定される用語である。この点に関してはそろそろ韓国側の学界や運動体も認めるべき時期がきているのではなかろうか。いまだ韓国では翻訳が出されるに至ってないが、「慰安婦」に関する学術研究の到達点を知るために秦郁彦氏の『慰安婦と戦場の性』(新潮社、1999年)は、日韓の研究者必読の一書である。

占領地における旧日本軍による慰安所設置・直営の問題や、いわゆる慰安婦「強制連行」の問題を真に追究したいのであれば、こうした初步的なミスは致命的である。少なくとも現今における日本側の実証研究の場では、かつてのような「挺身隊」と「慰安婦」を混同するものは、その依つて立つ政治的な信条や思想的な立場の違いを超えて、すでにその姿を消して久しい。よって学校で使用される教育用図書からその記述が消えていったことは、けつして女性軽視などではなく、実証研究の進展にもなう不正確な記述の「淘汰」とみるのが妥当であると評者は考えている。また年端の行かぬ青少年に「戦場と性」という難題を果たして教えるべき事項なのかという、教育現場の真摯なためらいもあるだろう。そして、これはひとり日本側からだけの疑惑ではなく、韓国内においても、主として近代経済史の研究グループからその「混同」について厳しい批判を受けているのである(李榮薰『대한민국 이야기』キパラン、2007年／邦訳:『大韓民国の物語』文藝春秋、2009年)。よって、「従軍慰安婦」に関する記述が減ったことを日本国内の「右傾化」と、それにともなう「ジェンダー軽視」でのみ説明することには立論において相当に無理がある。仮にこうした論理を援用するならば、韓国側の教科書に女性に関する記述が増えたのも、韓国社会が「左傾化」したからであるという、意趣返しの批判につながりかねないのである。評者とて、韓国社会における日本批判のそうした「空気」「雰囲気」を知らないわけではない。しかし、学術討論・共同研究の場において、学究者たるものはそのような「俗耳に入りやすい」表現や主張にはどこまでも禁欲的であるべきである。

次に、評者は筆者における日本社会の理解、とりわけ「家族制度」に関するイメージに重大な疑義を呈さざるを得ない。本論文の骨子には、いわゆる「家父長制」への批判、ないしはその言わば「脱構築」があることは容易に読みとれる。女性学・ジェンダー論の立場では言わずもがなのことであろう。ただし、前近代における日韓両社会の「家父長」なるものは、超克すべき共通の目標ではあるにしても、その歴史的な背景や法的なステータスはあまりにかけ離れたものである。例えば「戸籍制度の移植」に関する筆者の史実把握にそれはもっとも端的に表れていると言える。筆者は朝鮮総督府が1922年における「朝鮮戸籍令」の施行により、日本国内の旧民法に規定される「戸主」ないしは「戸籍」が完全に移植されたと述べているが、日本統治下の朝鮮半島には「大日本帝国憲法」は完全に施行されておらず、国籍法などを除き、あくまで「朝鮮民事令」と「朝鮮刑事令」などからなる別の法体系で運用されていたことは周知の事実である。よって、そもそも旧民法の適用範囲から「外地」は外れており、朝鮮半島に「戸主」や「戸籍」という名称のものは存在したもの、それは日本「内地」のものとは似て非なるものであった。

もちろん、旧民法下で女性の権利が制限的に取り扱われたことは紛れもない事実であり、また朝鮮半島ではさらに深刻な状況であったことは確かである。しかしながら、ある一定の範囲において権力機構が介入してくることがあるとしても、「相続」「祭祀の継承」という一家の存続にとっての重大事に関しては、やはりその行為の主体はおののの家族や一族であり、とりわけ朝鮮総督府法務局は、ついぞ朝鮮社会の「男系相続」の改変には手をつけることはなかった。これを「旧慣の尊重」と見るか、「差別の温存」と見るかについては議論が分かれることもあるが、ともあれ旧民法下において、多くの制約があるなかでは女性の戸主も存在し、男系女子の相続も可能であった日本社会に対して、韓国・朝鮮社会においては、1939年における朝鮮民事令の改正、いわゆる「創氏改名」の実施以後においても、基本的には男系男子のみによる相続制度は維持されていたのである。しかも「創氏」と「改名」とは、それぞれが異なる法手続を必要としたのであるが、氏名の改変部分ばかりがクローズアップされがちなこの「創氏」と「改名」にあって、改名はともかくとして「創氏」とはまさしく「日本式イエ」を法的な強制力が生じる法律改正によって「設定」させることであり、その「イエ」こそが「戸」であり、そして各々の戸の名称こそが「氏」であるという厳然たる事実は見逃されがちである。徴兵制の施行や、戦時期の「勤労動員」・「徴用」をにらみつつ、順次に完全なる「内地化」が図られたのは事実であるが、結局のところ、日本統治期の朝鮮半島には純日本式の「戸主」「戸籍」は存在しておらず、ひいては本論の前提そのものが揺らいでいると言えよう。

最後に言い訳じみたことを付言すれば、評者は教科書記述のみならず、世間一般におけるジェンダーバランスの問題を等閑視したり、その「不均衡」さを決して無視するわけではない。むしろ極めて重要な視角であると考えている。しかし重要であればこそ、史実の検証や関係法令の内容確認、あるいはその効力範囲の問題を恣意的におぎなりにしたままで、早晚立ち行かなくなるのではないかと危惧し、かつ憂慮するのである。筆者をはじめとする日韓の女性学・ジェンダー論研究者の奮起を期待したい。

批評文へのコメント(鄭鎮星)

全般的に日韓両国の教科書のジェンダー偏向に関する論文の中心となる要旨についてよりは、論評者の「従軍慰安婦」に対する立場と創氏改名に関する主張を展開した、多少核心から外れた論評であると考える。

1. 「ジェンダー学と実証史学の対話が困難だ」とした論評者のはじめの文章は、論評全体に根本的な限界があることを示している。歴史学における女性の発見は、非常に実証的な研究方法によって始められた。ここでもう少し進んで、ジェンダーの視角から歴史を再解釈することは、すでにかなり発展した歴史研究の新しい分野でもある。

2. 「従軍慰安婦」について論評者は、多くの誤解と誤りを犯している。

第一に、筆者の論文は、まず、日本の教科書に記されている「挺身隊」の概念を指摘している。「また多くの朝鮮人などの女性も、挺身隊などという名目で戦地に送られた」(教育出版、1992年検定、273頁)という記述にある戦場に送られた朝鮮人女性の「挺身隊」とはなんなのか。こう考えるとき、大阪書籍の「若い女性も『挺身隊』として強制動員しました」(262頁)という記述も、明確に勤労挺身隊を指していると考えるのは難しいということである。

第二に、「『女子挺身隊』は1944年8月に公布・施行された『女子挺身勤労令』によって公式に登場するものであり、あくまでも軍需工場などでの『勤労動員』に限定される用語である」とした論評者の記述は誤りである。1939年咸興で農村挺身隊という名前で、各郡から60～100名ずつ選び、国策公社に動員して以来(毎日新報、1944.11.13)、内鮮一体挺身隊、増産運動挺身隊、婦人農業挺身隊、義勇奉公挺身隊、勤労報國挺身隊、学徒挺身隊、報國挺身隊、国語普及挺身隊、報道挺身隊、仁術挺身隊等々、多くの種類の挺身隊が実際に作られ、朝鮮の男女を動員した。天皇勅令として、1944年に公布された女子挺身勤労令により勤労動員がなされたのは、日本においてだけである。多くの文書で、1944年に女子挺身勤労令が公布される前から、朝鮮ではすでに官の斡旋により、挺身隊動員が行なわれていたと明らかにされている。

第三に、「日本側の実証研究の場では……消して久しい」と論評者は述べているが、日本側の実証研究者たちは、前で指摘した教育出版の記述についてどのように考えているのか。植民地の朝鮮における「挺身隊」動員に対する広範囲な恐怖とその社会史的な糾明はなされたのか。日本と植民地の朝鮮における法令の実際的な施行においての違いを、実証的に探究した研究があるのか。筆者はいまだそのような研究を見たことがない。日本の研究者たちが「従軍慰安婦」という用語を、どのような実証的資料に基づいて使っているのか。筆者はいまだそのような文書資料を見たことがない。日本において「従軍」ということばに内包された自発性について真摯に考え、「従軍慰安婦」という用語の使用を中断することを望む。

第四に、秦郁彦の本を慰安婦研究の到達点であると述べたことに対し、その恣意的な記述に関する季刊戦争責任研究における批判や、南京大虐殺を書いたアイリス・チャンの秦氏に対する評価、右翼

雑誌に掲載された秦氏の数多くの著作(例:自分自身の行動を告白する元兵士を「一部の極悪人」というなど)を想い起こすだけで充分である。また、李榮薰教授は慰安婦研究者ではない。慰安婦研究者たちの多くの研究を参考にしてほしい。

第五に、日本の教科書に慰安婦の記述が少なくなったのは、明確に、より広い政治・社会的な雰囲気、それによる自らの検閲によるものであり、教科書の記述におけるジェンダー軽視、市民社会軽視、自国中心叙述などと脈を同じくする。右傾化の反対が、即左傾化であるという論評者の理解は学術的ではない。韓国社会において慰安婦の記述がなされたのは、民主化と女性運動の成長によるものである。

3. 戸籍制度の移植について述べている論評者の論旨は明確ではない。例を挙げるならば、植民地の朝鮮に純日本式戸主、戸籍が存在していなかったと言うのか。行為主体は各家族と一族であると言ふのであろうか。日本が朝鮮戸籍令を日本の戸籍制度の枠にはめて作ったが、長い歴史と文化を持った国において、その内容がまったく同じになることはなく、行為主体の個人が国家の法に絶対的な影響を受けたことは事実である。ただし、日本の戸籍制度の移植により、すべての朝鮮人が家族を単位とする法的管理システム、すなわち、行政および司法の領域に帰属したが、戸主相続という単線的な構造を通して、戸主間の平等、家族内では男女不平等という二重構造が形作られたという点に注目する必要がある。あわせて、何の根拠もなしに、朝鮮半島が武士文化であった日本より、女性の権利が等閑にされていたと記述するのは学術的な言述ではない。また、論評者が言う朝鮮の家族制度は、結局少数の両班の家族制度に限られ、良民の家族に女性の戸主が存在したという研究が韓国で次々と出ているという点も付け加えておく。